

第4次 行橋市男女共同参画プラン (令和7年度～令和16年度)



令和7年3月
行橋市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の背景	1
(1)世界の動き	1
(2)日本の動き	2
(3)福岡県の動き	2
3 行橋市における男女共同参画に関する取組	3
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	6

第2章 行橋市の男女共同参画の現状

1 人口等の現状	7
(1)総人口及び年齢3区分別人口の推移	7
(2)家族類型別一般世帯数の推移	8
(3)女性の年齢階級別労働力率の推移	9
(4)子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移	9
(5)雇用者の従業上の地位	10
2 市民意識調査結果からみた現状	11
(1)固定的性別役割分担意識	11
(2)男女の地位の平等感	12
(3)家庭における男女共同参画	13
(4)働く場における男女共同参画	15
(5)配偶者・パートナー、恋人からの暴力の経験	17

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	19
2 計画の基本目標	21
3 計画の体系	23
4 本計画とSDGsの関連性	24

第4章 計画の内容

1 重点的取組	25
2 施策の方向と内容	27

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	27
1. 男女共同参画に関する意識の浸透	27
2. 男女共同参画教育の充実	30
基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり	32
1. 政策方針決定過程への女性の参画拡充	32
2. 地域社会における男女共同参画の促進	35
基本目標Ⅲ ともに支え合い活躍できる環境づくり	37
1. ワーク・ライフ・バランスの推進	37
2. 女性の就労支援	40
基本目標Ⅳ 一人ひとりが認め合い安心して暮らせるまちづくり	42
1. あらゆる人権侵害根絶への取組	42
2. DV対策の充実(行橋市DV防止基本計画)	44
3. 生涯を通じた健康づくりへの支援	47
4. 多様な人々への安全・安心な生活の支援	49

計画の推進体制

1 庁内推進体制	51
2 計画の推進に関する取組	52
(1) 推進体制の充実	53
(2) 計画の進行管理	53
(3) 行橋市役所次世代育成及び女性活躍推進行動計画の推進	54

計画の成果指標	55
---------	----

付属資料

1 行橋市男女共同参画を推進する条例	57
2 行橋市男女共同参画を推進する条例施行規則	63
3 第11期行橋市男女共同参画審議会委員名簿	66
4 計画策定の経過	67
5 審議会委員ワークショップによる検討結果	69
6 関連法	72
(1) 男女共同参画社会基本法	72
(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	75
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	80
(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	90
7 用語解説	96

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」(以下、基本法という)が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。男女共同参画社会とは、すべての人が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

行橋市においても、1999年(平成11年)に「行橋市男女共同参画プラン(第1次)」を策定、2003年(平成15年)に「行橋市男女共同参画を推進する条例」を制定し、これまで男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。2023年(令和5年)の市民意識調査によれば、固定的な性別役割分担意識について『同感しない』人がこの5年間で増加しており、性別役割分担意識は解消されている傾向がみられます。しかしながら、社会全体では男性の方が優遇されていると考える人は約7割にのぼっています。また、家庭や政治、社会通念、慣習、しきたり、地域活動等多くの場において女性は男性より不平等と感じていることから、男女共同参画社会の実現に向けて依然として多くの課題が残されています。

そこで、行橋市における男女共同参画社会の形成をいっそう進めるために、現在のプランを見直し新たな施策を盛り込んで、今後10年間の「第4次行橋市男女共同参画プラン」を策定します。

2 計画の背景

(1)世界の動き

国際連合が1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とし、1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までを「国連婦人の10年」と定め、1979年(昭和54年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、女子差別撤廃条約という)を採択し、女性の地位向上に向けた世界的な取組が進んできました。1995年(平成7年)到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「女性の権利は人権である」と謳われ、その後の女性政策の国際的な指針となっている「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

2011年(平成23年)には、UN Womenが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関として活動を始めました。2015年(平成27年)には、国連サミットで採択されたSDGs(「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」)において、2030年(令和12年)までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。

2023年(令和5年)に日本でG7サミットが開催され、G7の方向性及び行動として、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントに関する「日光声明」を採択しました。

(2)日本の動き

わが国でも、日本国憲法において人権尊重や男女平等について定めており、国際社会の動きに対応し、1975年（昭和50年）に婦人問題企画推進本部を設置し、1977年（昭和52年）には、「国内行動計画」を策定しています。

1980年（昭和55年）には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、男女雇用機会均等法という）の制定など法制度の整備を行い、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准しました。これに基づき1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」（以下、基本法という）が施行されました。その後は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法という）などが制定され、その後も改正が重ねられ、女性の権利擁護に向けた法整備を進めてきました。さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法という）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下、候補者男女均等法という）など新たな法律が施行され、多様な課題に対する新たな取組が職業分野や政治分野にも求められています。

また、2018年（平成30年）には、「働き方改革関連法」が成立し、労働時間法制の見直しなどが順次行われ、男性の働き方を見直してワーク・ライフ・バランスを推進する体制が整備されてきました。2020年（令和2年）には新しい課題への取組を体系的に進める「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2023年（令和5年）には刑法が改正され不同意性交等罪が新設され、性暴力への防止と対策の強化が進みました。2024年（令和6年）には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法という）が施行され、男女の経済格差などジェンダーに基づく生活課題の解決に向けた市町村の取組が求められています。

しかしながら、各国における男女間の格差を測る国際的な指数の一つである「ジェンダー・ギャップ指数」は、2024年（令和6年）では146か国中118位と低い位置にとどまり、特に「政治」と「経済」分野の順位が低くなっており、諸外国に比べ女性の参画が大きく遅れています。

2024年（令和6年）10月には、女子差別撤廃条約の実施状況を審査する国連の女子差別撤廃委員会（CEDAW）から、2016年（平成28年）以来6回目の勧告を受け、男女差別の解消と平等が依然として実現できていない日本の状況を改善し条約の理念を尊重することが求められました。

(3)福岡県の動き

福岡県では、2001年（平成13年）には、「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。この条例に基づき、同年「福岡県男女共同参画計画」が策定され、その後改定を重ね、2021年（令和3年）には「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定されています。また、同年に策定された「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」では、面前DVへの対応など児童虐待対応とのさらなる連携強化とともに若年層や男性に向けた啓発の推進に取り組んでいます。また、2019年（平成31年）3月には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」と連携しながら、被害者への総合的な支援や性暴力防止に向けた啓発など、全国に先駆けた先進的な取組を進めてきました。

2024年(令和6年)3月には、困難女性支援法に基づき、DVや性暴力などに起因した困難を抱える女性への支援策に関する基本的な事項を定めた「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定し、関係機関や市町村との連携を進めようとしています。

3 行橋市における男女共同参画社会に関する取組

行橋市では、1999年(平成11年)に「行橋市男女共同参画プラン(第1次)」を策定し、男女共同参画行政の様々な取組を始めました。2003年(平成15年)に男女共同参画推進にあたっての基本理念を定め、市・市民・事業者それぞれの責務を明らかにした「行橋市男女共同参画を推進する条例」(以下、行橋市条例という)を制定し、2004年(平成16年)4月より施行しました。この条例に基づき「行橋市男女共同参画審議会」ならびに「行橋市男女共同参画苦情処理委員」が設置され、2005年(平成17年)3月、「第2次行橋市男女共同参画プラン」を策定しました。このプランでは、拠点施設の整備を最優先課題とし、2005年(平成17年)に行橋市男女共同参画センターる〜ぷるを開設しました。また、同年11月に福岡県内で6番目に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

2015年(平成27年)3月に「第3次行橋市男女共同参画プラン」を策定し、事業者や男性に向けたワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発事業をはじめとして、様々な取組を進めてきました。2019年(令和元年)には、後期計画策定に向け、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果や行橋市の現状を踏まえながら、行橋市男女共同参画審議会を中心に協議を進め、同年度に後期計画を策定しました。

2020年(令和2年)以降、行橋市男女共同参画センターる〜ぷるを中心に男女共同参画に関する啓発や就業支援の講座など様々な取組を進めてきました。

2024年(令和6年)は、第3次プランの最終年に当たり、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果と第3次プランの進捗状況等を把握し、新たな法や制度等の社会情勢を踏まえて、「第4次行橋市男女共同参画プラン」を策定しました。

本計画は、今後5年間の行橋市における男女共同参画推進の指針となるもので、より実現性のある計画として策定しました。

行橋市における男女共同参画推進行政の取組経緯

1996 年（平成 8 年）

- 秘書企画課に「女性相談室」を設置し、女性政策担当部署とする
- 市長から行橋市女性問題懇話会へ計画策定について諮問

1997 年（平成 9 年）

- 行橋市女性問題懇話会が「行橋市民の女性に関する市民意識調査」実施
- 女性ネットワーク「行橋女性会議」（現：行橋男女共同参画ネット）発足

1998 年（平成 10 年）

- 行橋市女性問題懇話会から市長へ計画策定について答申

1999 年（平成 11 年）

- 「女性行政推進会議」（市内推進体制／議長：助役）設置
- 「行橋市男女共同参画プラン（第Ⅰ次）」策定

2000 年（平成 12 年）

- 「行橋市男女共同参画推進会議」設置

2001 年（平成 13 年）

- 秘書企画課「女性相談室」を「女性政策室」へ変更

2002 年（平成 14 年）

- 秘書企画課に「男女共同参画係」設置
- 市長から男女共同参画推進会議へ条例制定について諮問

2003 年（平成 15 年）

- 第2回「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
- 行橋市男女共同参画推進会議から市長へ条例素案答申
- 「行橋市男女共同参画を推進する条例」可決・公布

2004 年（平成 16 年）

- 「行橋市男女共同参画を推進する条例」施行
- 「行橋市男女共同参画苦情処理委員」設置
- 男女共同参画研修参加補助金交付要綱制定
- 「福岡県女性研修の翼」参加補助金交付要綱制定
- 「行橋市男女共同参画審議会」設置
- 市長から行橋市男女共同参画審議会へ基本計画について諮問

- 行橋市男女共同参画審議会から市長へ基本計画について答申
- 「男女共同参画推進本部」（庁内推進体制／本部長：市長）設置

2005 年（平成 17 年）

- 「第2次行橋市男女共同参画プラン」策定（平成17年～26年）
- 人権男女共同参画課に「男女共同参画係」設置
- 行橋市男女共同参画センターる〜ぷる設置
- 市民企画講座助成金交付要綱制定
- 女性模擬議会「ゆくはし“she”議会」開催
- 「行橋市男女共同参画宣言都市」記念式典開催（内閣府と共催）

2006 年（平成 18 年）

- 女性人材バンク設置・募集

2010 年（平成 22 年）

- 「第2次行橋市男女共同参画プラン」策定（後期計画／平成22年～26年）
- 第2回女性模擬議会「ゆくはし“she”議会」開催

2014 年（平成 26 年）

- 「行橋市男女共同参画を推進する条例」施行10周年記念式典開催
- 人権男女共同参画課から総合政策課に所管変更
- 第3回「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
- 市長から行橋市男女共同参画審議会へ基本計画について諮問
- 行橋市男女共同参画審議会から市長へ基本計画について答申
- 「第3次行橋市男女共同参画プラン」策定（平成27年～36年）

2019 年（令和元年）

- 第4回「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
- 市長から行橋市男女共同参画審議会へ基本計画について諮問
- 行橋市男女共同参画審議会から市長へ基本計画について答申
- 「第3次行橋市男女共同参画プラン」策定（後期計画／令和2年～6年）

2024 年（令和6年）

- 第5回「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
- 市長から行橋市男女共同参画審議会へ基本計画について諮問
- 行橋市男女共同参画審議会から市長へ基本計画について答申
- 「第4次行橋市男女共同参画プラン」策定（令和7年～16年）

4 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、2004年（平成16年）に制定された「行橋市男女共同参画を推進する条例」第3条の基本理念を踏まえて、第4条の市の責務に基づき、第9条に規定する男女共同参画推進に関する基本的な計画として策定するものです。
- (2) 本計画は、以下の法律に基づく各計画として位置づけます。
- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画、「行橋市男女共同参画を推進する条例」第9条に基づく基本的計画
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
 - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画
- (3) 本計画は、第6次行橋市総合計画ほか行橋市における関連分野の計画や条例等とも整合性を図っています。また、SDGsの理念を踏まえて取り組むものです。
- (4) 本計画は、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、行橋市の男女共同参画における現状と課題や社会的動向等を踏まえた上で、行橋市男女共同参画審議会からの提言を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた市の総合的な施策の指針とするものです。

5 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間を計画期間としています。中間年度である2029年度（令和11年度）には、国の法律や施策の変化とともに社会情勢等の変化も考慮して、本計画の見直しを行います。

今後は、本計画の進捗状況について毎年把握・点検し、公表するものとします。

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度
									
				中間 見直し					
年度ごとに実施状況の把握・点検・公表									

第2章 行橋市の男女共同参画の現状

第2章 行橋市の男女共同参画の現状

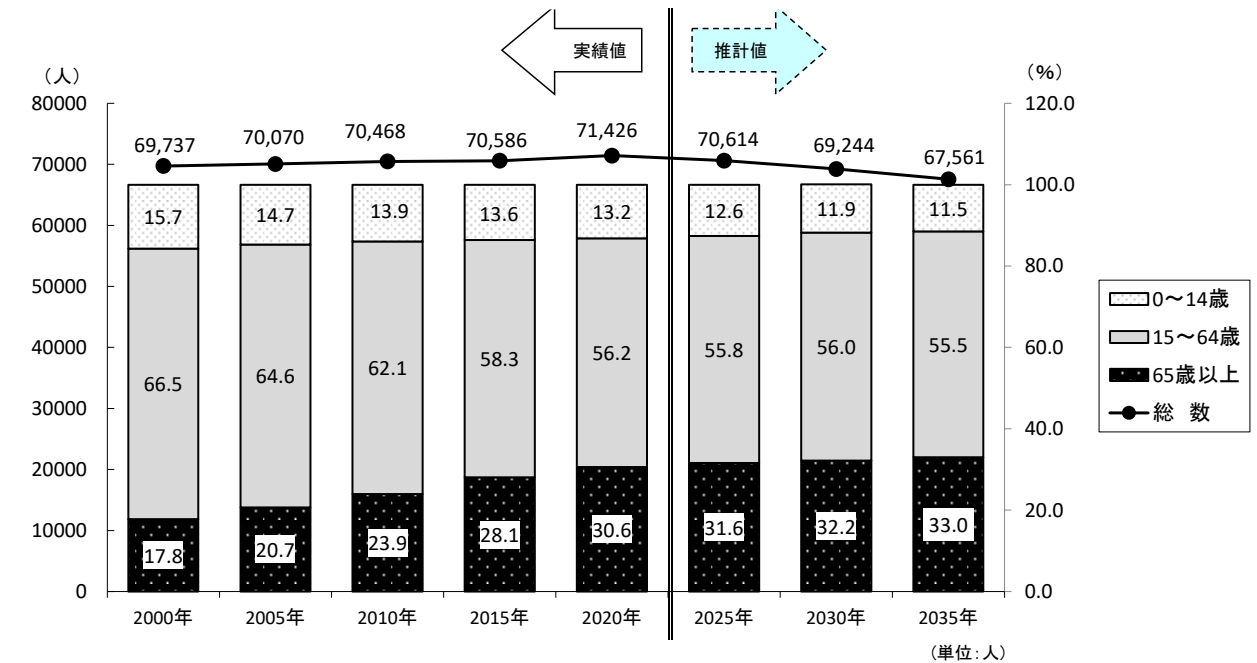
1 人口等の現状

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

行橋市の総人口は、2000年（平成12年）では69,737人でしたが、2005年（平成17年）70,070人、2010年（平成22年）70,468人、2020年（令和2年）71,426人と徐々に増加しています。しかしながら今後の人口をみると、2025年（令和7年）70,614人から2035年（令和17年）には67,561人まで減少すると推計されています。

年齢3区分別の人口では、生産年齢人口（15～64歳）は2000年（平成12年）以降徐々に減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は年少人口（0～14歳）を上回って増加し今後もこの傾向が続くと推計されており、本市においても少子・高齢化が進行しています。

図表 1－1 年齢3区分別人口割合の推移と将来推計



(単位: 人)

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
0～14歳	10,925	10,321	9,807	9,592	9,417	8,909	8,214	7,742
15～64歳	46,384	45,243	43,686	41,059	39,439	39,398	38,746	37,498
65歳以上	12,428	14,505	16,843	19,770	21,649	22,307	22,284	22,321
総人口	69,737	70,070	70,468	70,586	71,426	70,614	69,244	67,561

※総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない

資料: 各年国勢調査

2025年以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口(令和5(2023)年推計)」より

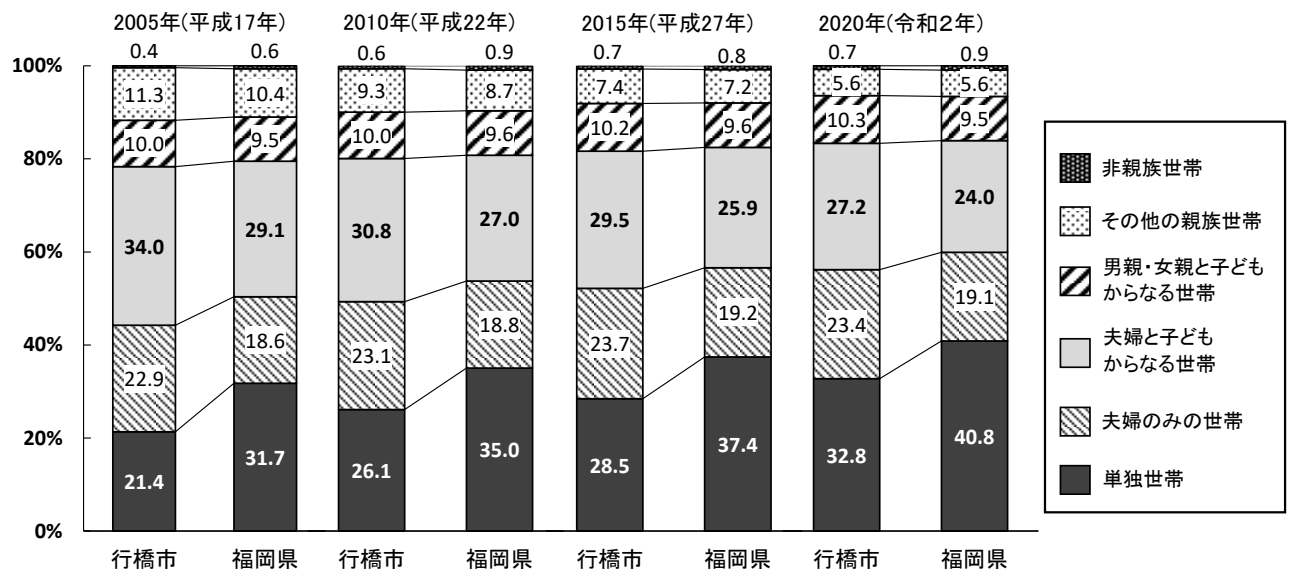
(2) 家族類型別一般世帯数の推移

家族類型別一般世帯数の推移をみると、2005年（平成17年）には34.0%であった「夫婦と子ども世帯」の割合が2020年（令和2年）には27.2%と減少しています。一方、「単独世帯」の割合は、2005年（平成17年）21.4%から2020年（令和2年）には32.8%と11.4ポイント増加しています。

福岡県と比較すると、本市は「夫婦と子ども世帯」の割合が福岡県に比べて高く、「単独世帯」の割合が低くなっており、子育て家庭の割合が福岡県平均より多いといえます。

「男親・女親と子どもからなる世帯」（ひとり親世帯）は、10%程度で推移しており、福岡県と同じ程度で推移しています。

図表 1－2 家族類型別一般世帯数の推移（福岡県比較）



	2005年 (平成17年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	行橋市	福岡県	行橋市	福岡県	行橋市	福岡県	行橋市	福岡県
総 数	25,672	1,984,662	27,574	2,103,383	28,582	2,192,369	30,405	2,308,878
単独世帯	5,482	630,031	7,208	736,339	8,132	820,806	9,958	942,993
夫婦のみ世帯	5,880	369,671	6,381	394,489	6,781	420,249	7,115	440,763
夫婦と子どもからなる世帯	8,741	578,203	8,487	567,730	8,430	567,372	8,257	553,879
母子または父子家庭	2,569	188,084	2,751	201,217	2,918	209,529	3,131	219,324
その他の親族世帯	2,899	206,523	2,574	183,962	2,122	156,857	1,715	130,349
非親族世帯	101	12,150	170	19,646	198	17,556	225	21,570

資料：各年国勢調査（世帯の家族類型「不詳」除く）

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

●親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員など）がいる場合もここに含まれます。

●非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。

●単独世帯：世帯人員が1人の世帯。

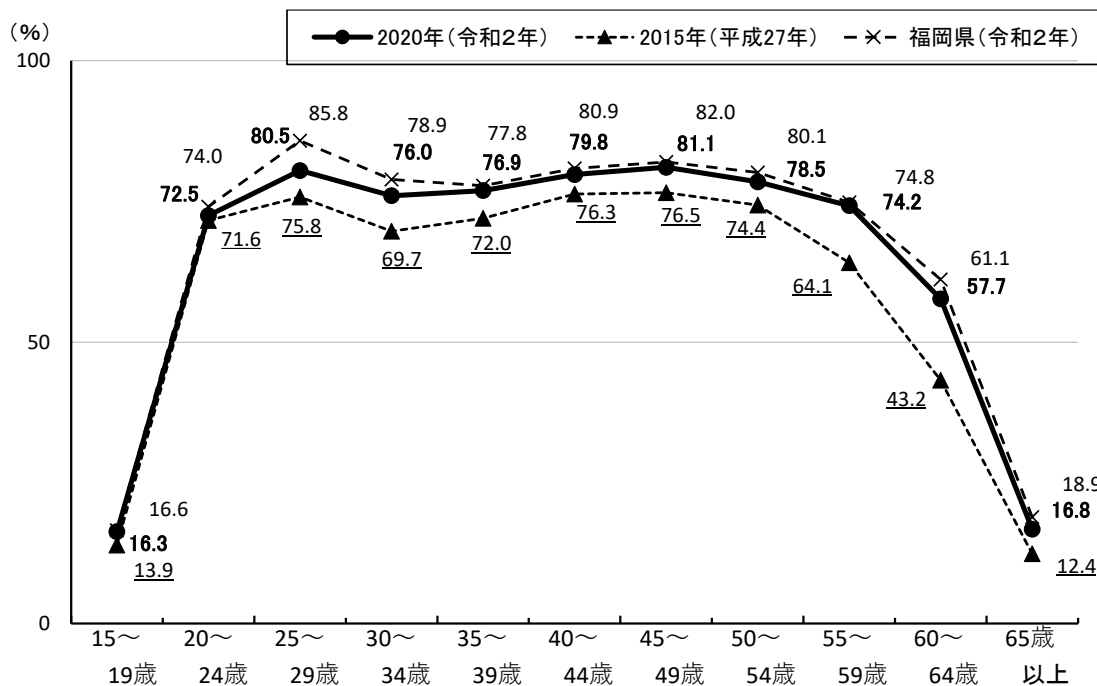
今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

(3) 女性の年齢階級別労働力率の推移

2020年（令和2年）の女性の年齢階級別労働力率をみると、25歳～29歳の80.5%をピークに30～34歳、35～39歳で7割台半ばまで低下し、40歳代から50歳代にかけて上昇するというM字型カーブを描いています。この結果から、本市においても結婚・出産期に仕事を中断する女性が多いことがうかがえます。また、2015年（平成27年）の労働力率と比較すると、すべての年代で数値は上昇しています。

福岡県全体の労働力率と比較すると、20歳代後半から30歳代の減少率は福岡県よりやや低く、平成27年の結果と比較するとこの年代の数値は上昇しており、本市で仕事を継続している人がやや多くなっているという結果です。

図表1－3 女性の年齢階級別労働力率の推移（福岡県比較）



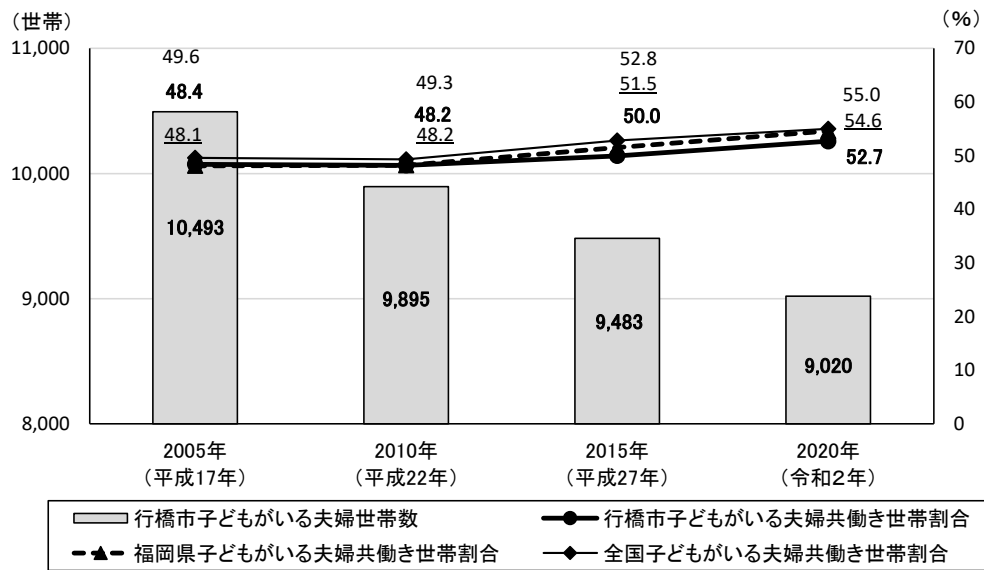
資料：各年国勢調査

(4) 子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移

本市における子どもがいる夫婦の世帯数の推移をみると、2005年（平成17年）の10,493世帯から徐々に減少し、2020年（令和2年）では9,020世帯となっています。一方、子どもがいる夫婦のうち共働き世帯の割合をみると、2005年（平成17年）の48.4%から徐々に増加し、2020年（令和2年）では52.7%が共働き世帯となっています。

全国、福岡県と比較すると、子どものいる共働き世帯の割合は2005年（平成17年）から福岡県、全国と同程度で推移しており、子どものいる共働き世帯が徐々に増加していることがわかります。

図表1－4子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移

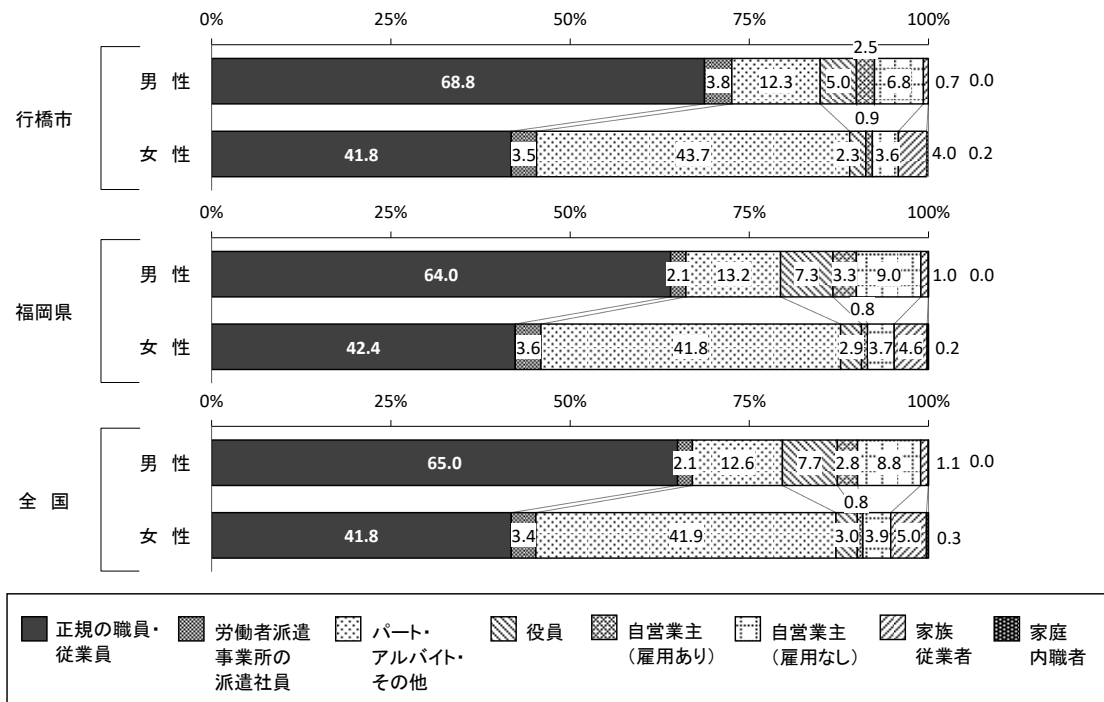


資料：各年国勢調査

(5)雇用者の従業上の地位

本市の雇用者の従業上の地位を性別にみると、男性に比べて女性の正規の職員・従業員の割合が27.0ポイント低く、反対にパート・アルバイト・その他の割合は男性に比べて31.4ポイント高くなっており、この傾向は前回調査と変わらず、依然として女性に非正規の働き方が多いという状況です。全国、福岡県と比較しても、同様の傾向を示しています。

図表1－5雇用者の従業上の地位(全国、福岡県比較)



資料：2020年(令和2年)国勢調査

2 市民意識調査からみた現状

この計画の策定にあたり、2024年（令和6年）7月に、行橋市内に居住する満18歳から79歳までの市民2,000人を対象に男女共同参画に関する意識と実態について、アンケート調査を実施しました。

（調査概要）

調査対象者	行橋市内に居住する満18歳以上の市民2,000人
有効回収数	803人（うちWEB回答者101人）
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	調査票を郵送し、郵送及びWEBのいずれかで回答

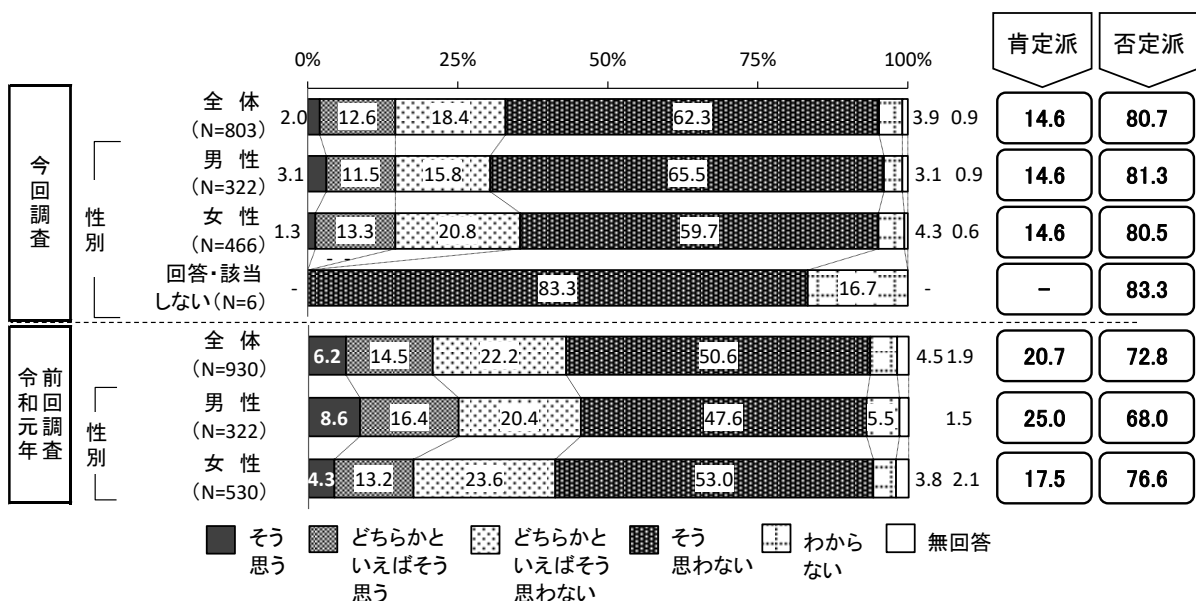
配布数(A)	有効回収数(B)	有効回収率(B/A)
2,000	803	40.2%

（1）固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識を否定する割合は男女共同参画推進の度合いを測る指数といえます。

調査結果によると、「そう思わない」は62.3%、「どちらかといえばそう思わない」は18.4%でこれらを合わせた『否定派』は80.7%、高い割合となっています。2019年（令和元年）に行った前回調査と比べても、否定派は男性で13.3ポイント、女性で3.9ポイント上昇しており、本市において固定的性別役割分担に対する意識は解消されてきたと言えます。

図表2-1「男は仕事、女は家庭」という考え方について〔全体、性別〕（前回調査比較）

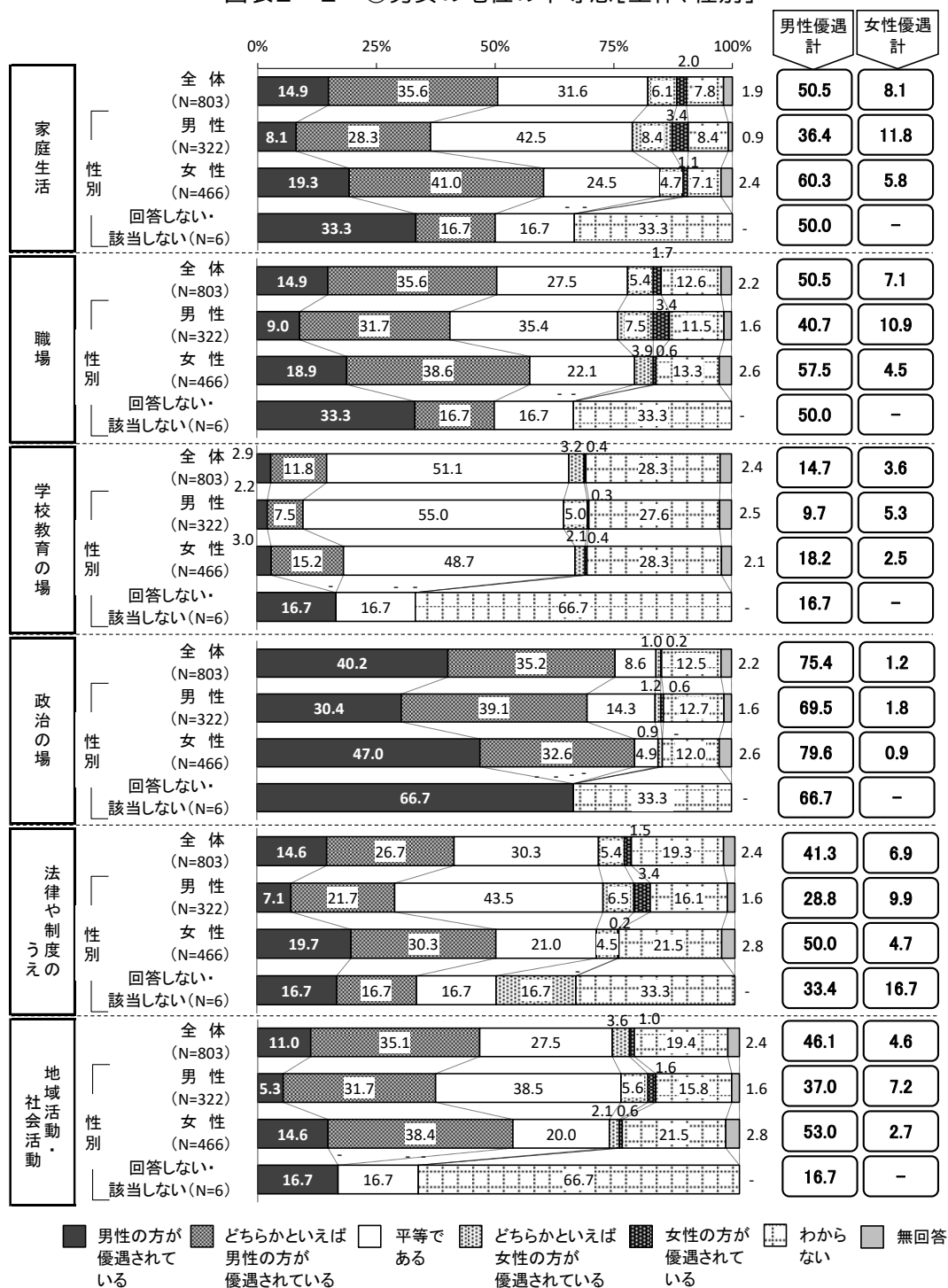


(2)男女の地位の平等感

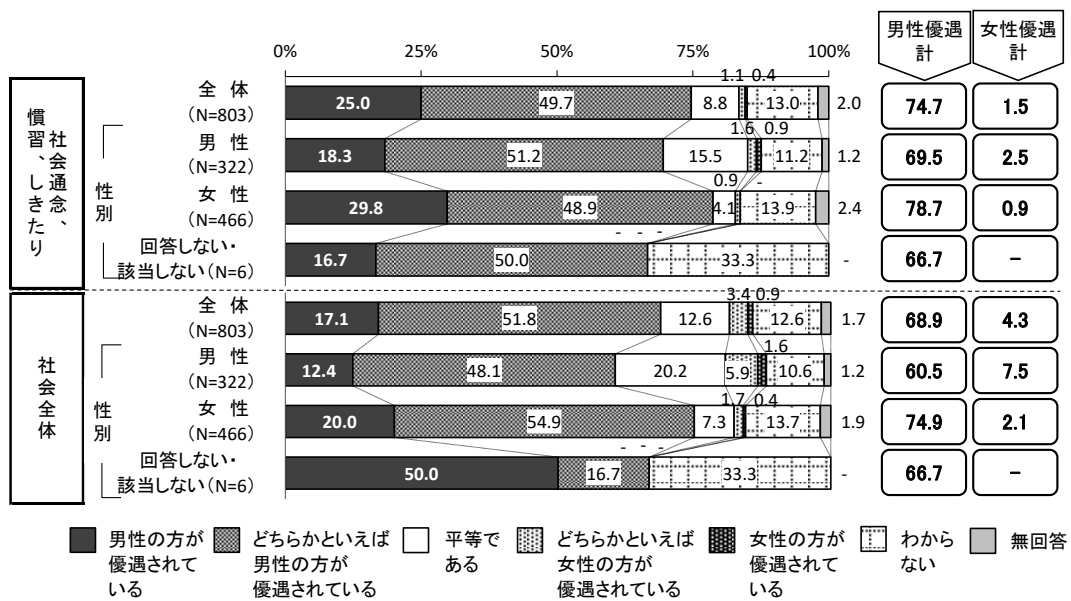
男女の地位の平等感については、女性はすべての項目で『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）の割合が男性に比べて高く、特に「家庭生活」や「法律や制度の上」での『男性優遇』の割合は、女性が男性を20ポイント以上上回っており、女性の不平等感が高い項目です。

また、「政治の場」と「社会通念・慣習・しきたり」では、男性の『男性優遇』の割合も約7割と高く、男女とも『男性優遇』と認識しています。

図表2-2-①男女の地位の平等感[全体、性別]



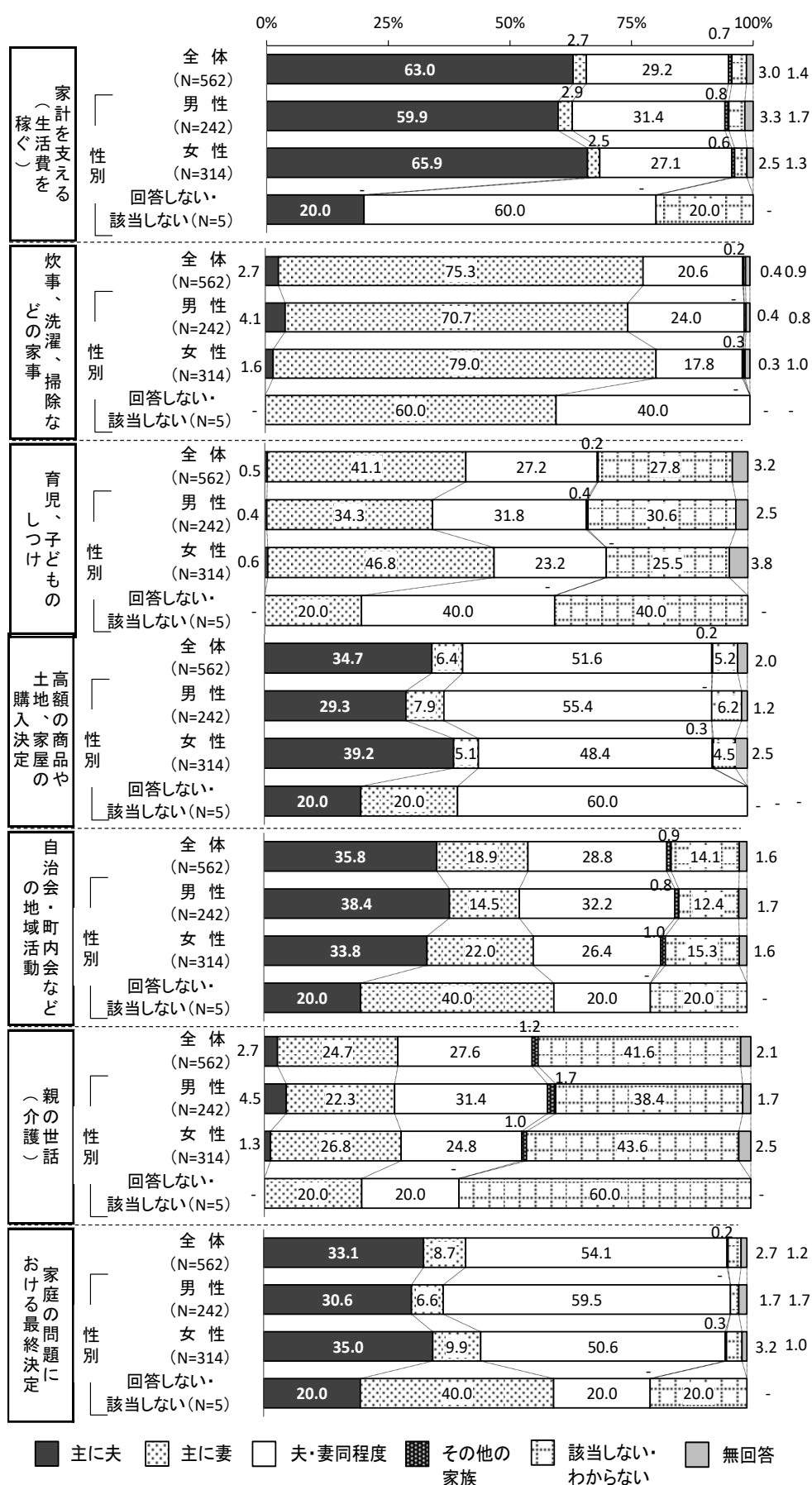
図表2-2-②男女の地位の平等感[全体、性別]



(3) 家庭における男女共同参画

配偶者・パートナー（事実婚含む）と同居している人に、家庭内の役割分担について尋ねたところ、「家計を支える」の割合は「主に夫」が63.0%と高く、一方「炊事、洗濯、掃除などの家事」では「主に妻」の割合が75.3%、「家計の管理」では62.6%と、家庭内の役割は依然として性別で分担されているという結果でした。また、「高額商品や土地、家屋の購入決定」「家庭の問題における最終決定」では「主に夫」が約3割あるものの、「夫・妻同程度」が半数を超えており、決定の場に妻の参画が進む傾向がうかがえます。

図表2－3家庭内の役割分担[全体、性別]



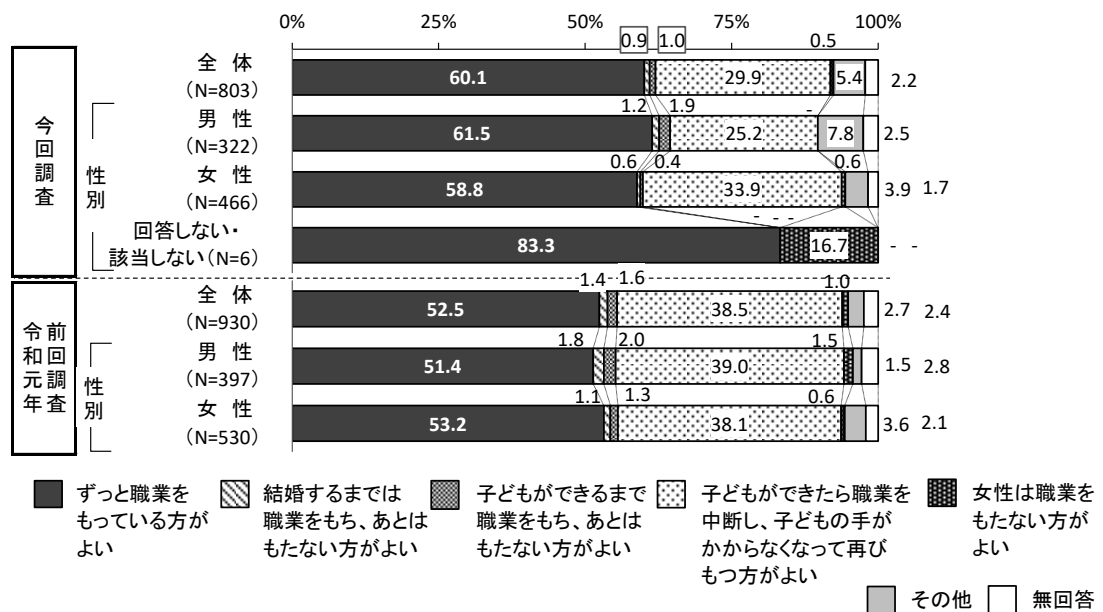
(4)働く場における男女共同参画

①女性が職業をもつことについての考え方

女性が職業をもつことについて、男女とも「ずっと職業をもっている方がよい」が60.1%で最も高く、男女ともに6割前後を占めています。「子どもができるまで職業をもち、あとはもたない方がよい」(1.0%)、「女性は職業をもたない方がよい」(0.5%)などの専業主婦志向は2.4%と少なく、女性が職業をもつことは肯定的にとらえられています。

前回調査と比較すると「ずっと職業をもっている方がよい」は男女ともに増加しており、「子どもができたら職業を中断し、子どもの手がかからなくなって再びもつ方よい」という中断・再就職は男女ともに減少しています。本市では、女性の働き方として就業継続が主流となってきているといえます。

図表2-4 女性が職業をもつことについての考え方[全体、性別](前回調査比較)

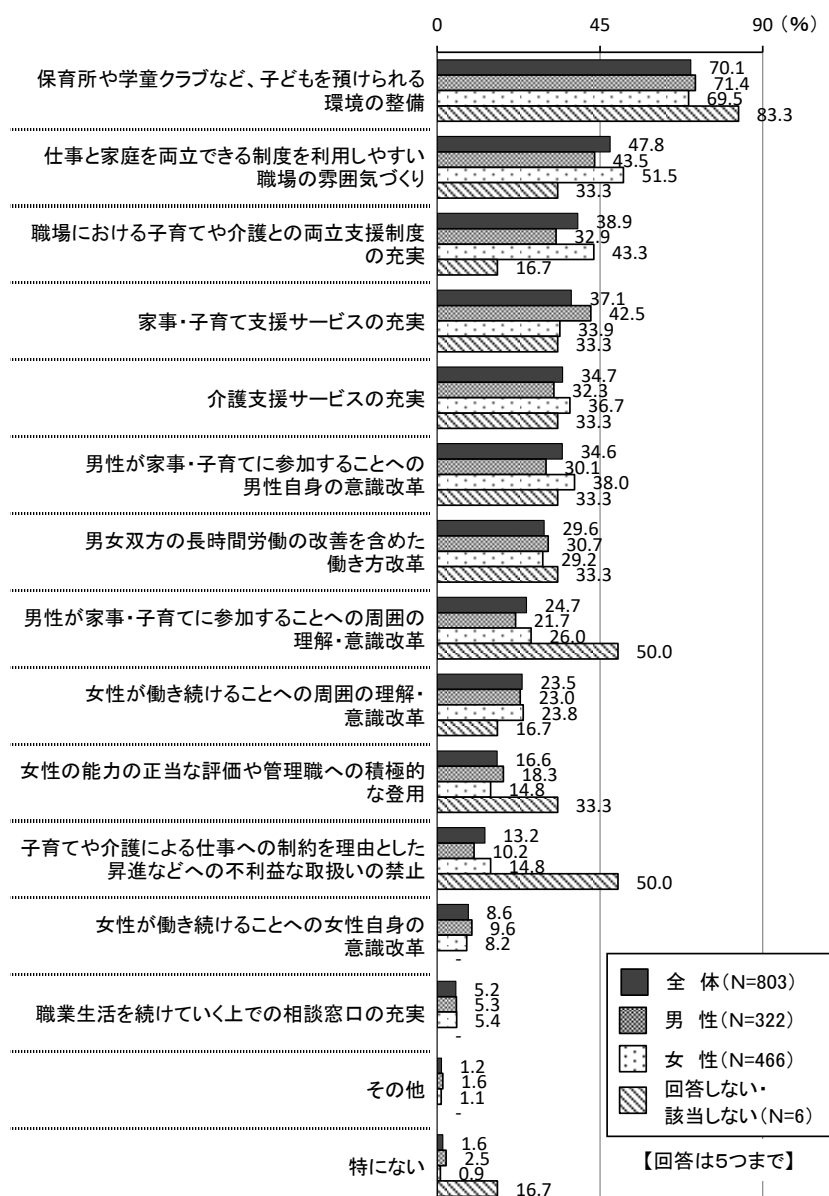


②女性が職業をもち、働き続けるために必要なこと

女性が職業をもち、働き続けるために必要なことでは、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が男女ともに約7割で特に高く、現状の保育施設の充実とともに、多様な家庭の事情に対応できる両立支援サービスの充実が求められています。

また、男性が家事や子育て・介護に参画できるような働き方改革等、性別に関わらない労働時間の短縮や在宅勤務制度など柔軟な働き方の推進を事業所に啓発していくことも必要です。

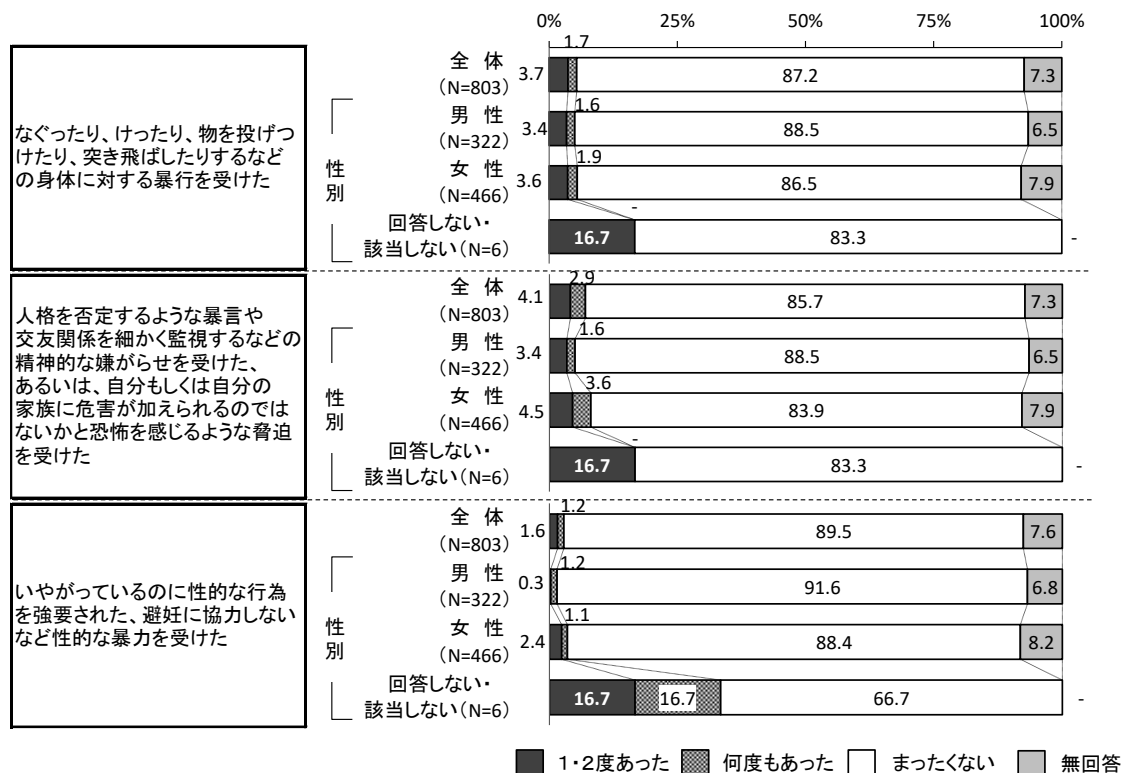
図表2－5 女性が職業をもち続けるために必要なこと〔全体、性別〕



(5) 配偶者・パートナー、恋人からの暴力の経験

この5年くらいの間で配偶者・パートナー、恋人からDVを受けた経験についてたずねたところ、身体的暴力は男性5.0%、女性5.5%、精神的暴力は男性5.0%、女性8.1%、性的暴力は男性1.5%、女性は3.5%となっています。また、これらの暴力をいずれか1つでも受けた人は男性7.5%、女性10.9%となっています。前回調査から、男女とも「受けたことがある」人がやや増えており、DV防止と被害者への支援の取組がさらに求められます。

図表2-6 この5年間の配偶者・パートナーからの暴力の経験〔全体、性別〕



第3章 計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

行橋市では、性別にとらわれず、一人ひとりが自分自身の個性と能力を活かし、多様な生き方を選択できるまちづくりを目指し、2004年（平成16年）に「行橋市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。この条例では、行橋市における男女共同参画の推進に関する基本となる事項を定めています。

本計画は、この条例を具体化したものであることから、条例に示した8つの基本理念に基づき男女共同参画の推進を図ることとします。

さらに、本計画では、この基本理念に基づき、「第3次行橋市男女共同参画プラン」（2019年度（平成31年度）～2024年度（令和6年度））を踏まえて、市の将来像を継承します。

《将来像》

ともに支え 認め合い
誰もが活躍できるまち ゆくはし

この将来像は、これまでの慣行を見直し、新たな価値観を創造し、ともに支え合い、お互いに認め合い、市民一人ひとりが活躍できるまちを目指したものです。

「行橋市男女共同参画を推進する条例」に掲げる基本理念

1 一人ひとりの人権を尊重

性別に関係なく、一人の人間として、個性や能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、人権が尊重されなければなりません。

2 社会制度・慣行についての配慮

男は仕事、女は家庭・育児といった役割分担意識にとらわれず、さまざまな活動ができるよう、社会の制度や慣行を見直していきましょう。

3 政策等の立案・決定への共同参画

人と人が社会の対等なパートナーとして、市の政策や企業、団体などにおける方針の立案や決定に共同して参画できるようにしましょう。

4 教育への配慮

教育がまちづくりの上で果たす役割は、大変大きいものがあります。学校のみならず、社会のあらゆる場面を教育とみなし、男女共同参画を学びましょう。

5 家庭と仕事等との両立

お互いの協力と社会の支援によって、家事・育児・介護などの家庭生活と、地域活動や仕事などの社会生活が両立できるようにしましょう。

6 性と生殖に関する健康と権利の尊重

女性・男性それぞれがお互いの体の特徴を理解し、妊娠・出産などに関してお互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営めるようにしましょう。

7 少子高齢化への配慮

安心して子育てができる環境づくりをすすめるとともに、高齢化社会の問題を解決し、高齢者も活躍できる社会をつくりましょう。

8 国際的協調

男女共同参画社会の形成は、国際的な条約や行動綱領の取り組みとしても進められています。したがって、国際社会との連携や協調が重要です。

2 計画の基本目標

本計画では、条例に基づき、将来像の実現に向けた計画的な施策の推進のために取り組むべき4つの基本目標を次のように定めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識にとらわれず多様な価値観や生き方への尊重は、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会へとつながります。これまでの社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、次世代を担う子どもたちが自身の可能性や関心に沿った将来を選択できるよう、教育現場や生涯学習の場などで教育活動や意識啓発を充実させ、あらゆる年代において男女共同参画の意識づくりを推進します。

○施策の基本的方向Ⅰ 男女共同参画に関する意識の浸透

○施策の基本的方向Ⅱ 男女共同参画教育の充実

基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり

政策や方針の決定の場において、多様な視点や立場からの意見が反映されるように、性別にかかわらず誰もが平等に参画できるまちづくりを目指します。指導的立場にある女性リーダーの育成や、地域・事業者などへの情報提供や啓発を通じた女性の登用促進に取り組みます。また、多様化するニーズを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を行います。

○施策の基本的方向Ⅰ 政策方針決定過程への女性の参画拡充

○施策の基本的方向Ⅱ 地域社会における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ とともに支え合い活躍できる環境づくり

女性活躍推進法では、職業生活において女性が本来持っている能力と個性を十分に発揮できるよう労働環境の改善が求められています。男性の長時間労働を前提とし、既婚女性は家計補助的な働き方を選ばざるを得ないという、高度経済成長期に形成された男性中心型労働慣行の見直しが必要です。また、女性活躍推進法では、市町村には地域の特性を踏まえて女性活躍に向けた施策を体系的に進める推進計画策定の努力義務が課されています。

性別に関わりなく、家庭役割や地域活動、自己研鑽などの時間と仕事との両立ができる、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性が能力を発揮でき職業生活での決定の場に参画できるよう、事業所等に働きかけます。

○施策の基本的方向Ⅰ ワーク・ライフ・バランスの推進
(行橋市女性活躍推進計画)

○施策の基本的方向Ⅱ 女性の就労支援
(行橋市女性活躍推進計画)

基本目標Ⅳ 一人ひとりが認め合い安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことが重要です。性暴力や各種ハラスメントなどの性による差別的行為や人権侵害の根絶、また、性的マイノリティーの方々へのより一層の理解を目指し、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実などに取り組めます。DV防止法に基づき、DVやデートDVについて、きめ細やかな被害者支援や防止啓発に向けた取組を庁内外で計画的に進めます。さらに、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた生涯を通じた健康支援により、心身ともに安心して暮らすことができる環境づくりを行います。さらに、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援の取組を進めます。

- 施策の基本的方向1 あらゆる人権侵害根絶への取組
- 施策の基本的方向2 DV対策の充実（行橋市DV防止基本計画）
- 施策の基本的方向3 生涯を通じた健康づくりへの支援
- 施策の基本的方向4 多様な人々への安全・安心な生活の支援

3 計画の体系

将来像	基本目標	施策の基本的方向	基本的施策
ともに支え 認め合い 誰もが活躍できるまち ゆくはし	I 男女共同参画の 意識づくり	1. 男女共同参画に関する 意識の浸透 2. 男女共同参画教育の充実	(1) 市民の意識を深める啓発の推進 (2) 男女共同参画に関する学習機会の提供 (1) 教育現場における男女共同参画の推進 (2) 個性と能力に応じた進路指導の促進
	II だれもが平等に 参画できる まちづくり	1. 政策方針決定過程への 女性の参画拡充 2. 地域社会における 男女共同参画の促進	(1) 各種審議会などへの女性の参画拡充 (1) 地域団体における女性の方針決定過程への 参画拡充 (2) 男女共同参画の視点による防災対策の推進
	III ともに支え合い 活躍できる環境 づくり	1. ワーク・ライフ・バランス の推進 (行橋市女性活躍推進計画) 2. 女性の就労支援 (行橋市女性活躍推進計画)	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 (2) ともに担う育児・介護等の支援体制の充実 (1) 働く場における男女共同参画の推進 (2) 女性の再就職支援策の充実
	IV 一人ひとりが 認め合い、 安心して暮らせる まちづくり	1. あらゆる人権侵害根絶への 取組 2. DV対策の充実 (行橋市DV防止基本計画) 3. 生涯を通じた 健康づくりへの支援 4. 多様な人々への安全・安心 な生活の支援	(1) 性暴力・ハラスメントの根絶に向けた 啓発の推進 (1) DV防止のための教育・啓発の促進 (2) DV相談体制と被害者の保護及び支援の充実 (1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援 (2) リプロダクティブ・ヘルス＆ライツに関する 理解の促進 (1) 高齢者・障がい者への安全・安心な生活の支援 (2) 多様な人々への自立支援の充実
	計画の推進体制	1. 庁内推進体制 2. 計画の推進に関する取組	(1) 庁内推進体制 (1) 推進体制の充実 (2) 計画の進行管理 (3) 行橋市役所次世代育成及び女性活躍推進行動 計画の推進

4 本計画とSDGsの関連性

2015年(平成27年)の国連サミットで採択されたSDGsでは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすことを理念として、2030年(令和12年)までの国際社会全体の持続可能な開発目標である17のゴール(目標)を定めています。

本市の男女共同参画の推進においても、ジェンダー平等の視点を確保し、あらゆる施策に反映していくことが求められています。本計画の基本目標は、それぞれ以下のゴールと関連しています。

■基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連するゴール				
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり					
基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり					
基本目標Ⅲ ともに支え合い活躍できる環境づくり					
基本目標Ⅳ 一人ひとりが認め合い、安心して暮らせるまちづくり					

■本プランと関連するSDGsゴール

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
	8働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

1 重点的取組

第4次行橋市男女共同参画プランの推進にあたり、これまでの取組や市民意識調査結果を踏まえて、審議会による検討と提案に基づき、以下の3項目を今後5年間の重点的に取り組むべき項目とします。

1. 実感を伴う市民への啓発活動の推進

市民意識調査では、男女の地位については、社会全体や「社会通念・慣習・しきたり」において男性優遇と考える人は7割に上りました。法律の整備が進んでも、現実生活では「男が先、女は後」というような男性が優遇される慣習は根強いといえます。国の第5次男女共同参画基本計画では、多くの若い女性が都会へ移動する理由として、固定的性別役割意識が根強い地元の就労環境を上げています。基本法が施行され30年以上たち、市においても意識啓発を進めてきましたが、慣習を変える意識改革が今こそ重要となっています。

男女共同参画に関心の高い層だけではなく、関心の薄い層や次世代を担う若者、企業・団体の経営者や管理職等を含め、多様な対象に合わせた適切な広報活動を展開します。家庭や地域など生活の場に意識の変革を広げるために、男女共同参画について意見交換の場を作るなど実感を伴った啓発を検討します。

【関連施策】

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的方向1. 男女共同参画に関する意識の浸透

- 2 情報の収集と提供の充実
- 4 制度や慣習の見直しに向けた啓発
- 5 男女共同参画に関する講座の実施

基本的方向2. 男女共同参画教育の充実

- 8 保護者への啓発

2. 誰もが活躍できるまちづくり

2020年(令和2年)に社会福祉法が改正され、誰もが安心して共生できる地域福祉の基盤として地域社会の活性化が求められています。国連「障害者の権利に関する条約」第6条には障がいのある女性が、女性であることと障がいがあることで「複合的な差別」を受けている点を配慮して権利保障することや障害のある女性たちが力を発揮できる環境づくりが重要であるとされています。外国籍の女性など複合差別を受ける女性も増えてきています。地域で生活を営む

人々の多様化が進み、地域社会の意思決定の場に様々な立場を配慮した意見の反映が求められ、女性が地域の決定の場に参画する必要性は高まっています。しかし、地域においては男性が優遇される慣習が依然として残っています。

住みやすい地域づくりのために、地域の区長や役員などに対して、男女共同参画についての最新の情報を提供するとともに多様な立場の住民が地域で活躍できるよう、地域全体の意識啓発を進めます。

【関連施策】

基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり

基本的方向1. 政策方針決定過程への女性の参画拡充

(1) 各種審議会などへの女性の参画拡充

基本的方向2. 地域社会における男女共同参画の促進

基本目標Ⅳ 一人ひとりが認め合い、安心して暮らせるまちづくり

基本的方向4. 多様な人々への安全・安心な生活の支援

3. ワーク・ライフ・バランスと女性の就労支援との両輪で進める女性活躍の推進

女性の働き方について、結婚や出産に関わらず「ずっと職業をもっている方がよい」と考える人が増加しており、女性の職業生活への参画には肯定的になっていますが、共働き家庭の7割で依然として「家事」は妻の役割となっており、男性の家庭参画は進んでいません。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」では、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進として「仕事と育児・介護の両立の支援」が掲げられ、女性の育児負担の偏りの解消と合わせて育児・介護とキャリア形成との両立が性別に関わらず必要とされています。

本計画は行橋市女性活躍推進計画として位置づけられています。女性活躍推進のために、ワーク・ライフ・バランスの実現と女性のセカンドキャリアにも活用できる就労支援に関わる施策を両輪として実施していきます。

【関連施策】

基本目標Ⅲ ともに支え合い活躍できる環境づくり

基本的方向1. ワーク・ライフ・バランスの推進

(行橋市女性活躍推進計画)

基本的方向2. 女性の就労支援 (行橋市女性活躍推進計画)

2 施策の方向と内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

施策の基本的方向1 男女共同参画に関する意識の浸透

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識を払拭し、多様な価値観や生き方が尊重されることが不可欠です。行橋市条例第13条では「市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供する。」「市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずる。」と定められています。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対しては8割が否定しています。しながら、男女の地位の平等感については、「社会通念、慣習、しきたり」に対して7割以上が『男性優遇』と感じており、男女間での不平等感は根強く残っている現状がうかがえます。固定的な性別役割分担意識が払拭されつつあるとしても、社会通念やしきたりといった暗黙のルールに根付く男性優遇の慣習が改善されるような、生活に根付いた場での意識啓発が求められます。

そのために、市報、ホームページや情報誌などの発行物、リーフレットや地域への出前講座など、年齢や生活の状況に合わせてSNSや動画配信等の多様な媒体を活用して、効果的な啓発活動を推進します。

市民とともに企業へも情報提供をいっそう充実していきます。「行橋市条例」や「男女共同参画を推進する日・月間」の周知を進めます。また、市民に対しては男女共同参画意識の向上を目的とした講座を開催し、事業者に対しては、指名登録時を活用して男女共同参画の推進状況を調査し、さらなる啓発を進めます。

基本的施策(1)市民の意識を深める啓発の推進

NO	事業内容		担当課
1	広報やホームページを利用した啓発活動の推進	市報やホームページ、男女共同参画センター情報誌を活用し、効果的でわかりやすく男女共同参画に関する情報を提供し啓発していきます。また、人権リーフレット、出前講座等を通じて、年代や性別に応じた啓発を進めます。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課
2	情報の収集と提供の充実	男女共同参画に関する県や市の各種セミナーやイベント、市の現状など様々な情報を収集して提供していきます。また、男女共同参画関連の図書や資料の収集を充実し、市民とともに企業への情報発信に取り組みます。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課

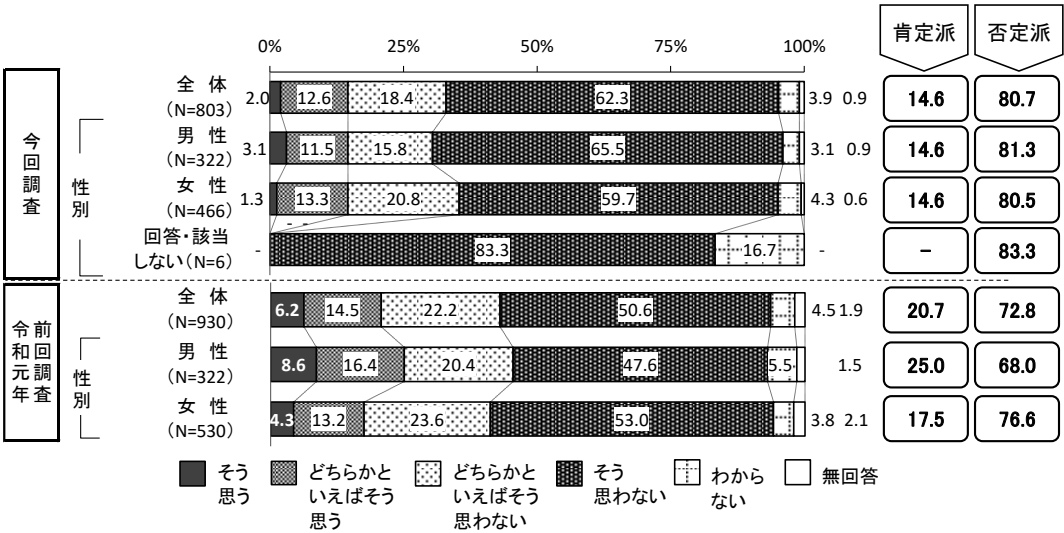
NO	事業内容		担当課
3	男女共同参画に関するイベントなどの開催	男女共同参画を推進する日・月間に庁舎や公民館やコスメイトなど公共施設に懸垂幕やのぼりを設置して市民への周知を図ります。また、る〜ぷるフェスタの開催による市民への周知を充実します。	総合政策課 男女共同参画センター
4	制度や慣習の見直しに向けた啓発	男女共同参画の視点に立って、家庭、地域、職場などの制度、慣習、慣行についての見直しに向けて市民や地域などへの啓発、情報提供に努めます。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課

基本的施策(2)男女共同参画に関する学習機会の提供

NO	事業内容		担当課
5	男女共同参画に関する講座の実施	「人権教育・啓発基本計画」に基づく研修や男女共同参画センターで開催する各種講座を通して、市民の男女共同参画意識の高揚と性別による差別を含めたあらゆる差別の解消を目指します。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課

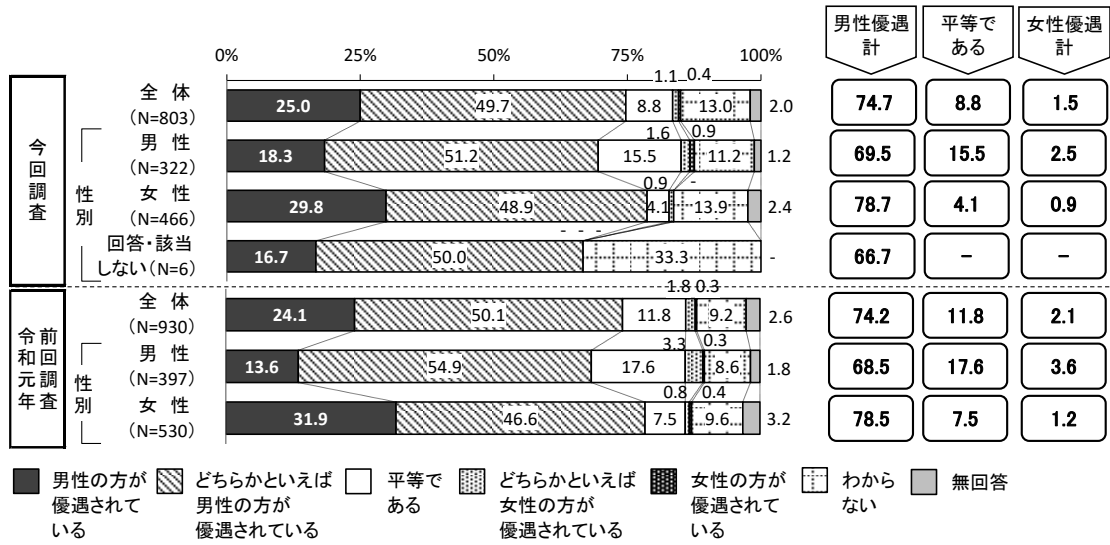
【参考資料】

図表 4-1「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別](前回調査比較)(再掲)



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

図表4-2「社会通念、慣習、しきたり」における男女の地位の平等感[全体、性別]
(前回調査比較)



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

施策の基本的方向 2 男女共同参画教育の充実

行橋市条例第13条第3項では「市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育（保育所、幼稚園）、学校教育（小学校、中学校）、社会教育、その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行う。」と定められています。国の第5次男女共同参画基本計画第1部基本的方針には、共働き家庭が多数派となっている現状にも関わらず「主たる稼ぎ手は男性である」という固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが働き方や暮らし方の変革に大きな障壁となっていることを指摘し、このような意識が幼少の頃から長年にわたり形成されないよう、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要としています。次世代を担う子どもたちが、性別にとらわれることなく、自分の可能性や関心に沿った将来を選択できるような支援を行うことも重要となります。

市民意識調査では、男女共同参画を進めていくために、学校教育の場で力を入れることとして、一人ひとりの個性や人権意識を学ぶことが最も高くあげられていました。幼児期の教育・保育や学校教育の場だけでなく、家庭においてもジェンダーにとらわれない男女共同参画の意識を高めていく必要があります。

男女共同参画の意識を醸成する教育や保育が実施できるよう、保育所や幼稚園、学校に情報提供を行います。また、幼児期の教育や保育に携わる人たちや、小学校や中学校の教職員に研修を実施して啓発を進めるとともに、保護者対しても様々な機会を活用して男女共同参画についてのさらなる意識啓発を行います。

基本的施策(1)教育現場における男女共同参画の推進

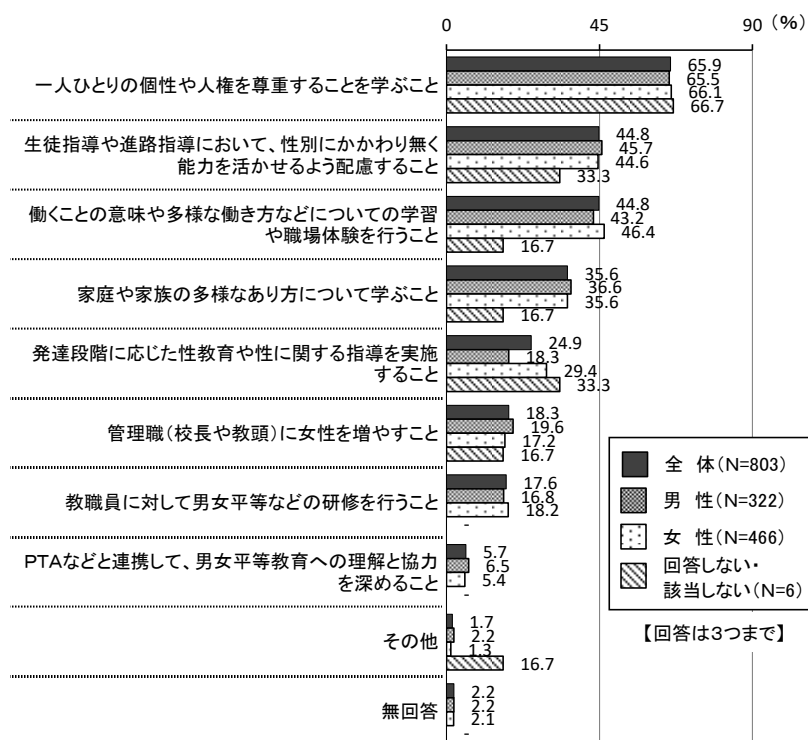
NO	事業内容		担当課
6	就学前の保育における男女共同参画の推進	男女共同参画に関する情報提供を行い、男女共同参画の視点に立った保育を促進します。	子ども支援課
7	学校教育における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った教育指導計画書に基づき児童生徒への教育を推進し、男女共同参画意識および人権尊重意識の向上を図ります。	指導室
8	保護者への啓発	PTA研修や意見交換等を通じて保護者に対して男女共同参画に関する情報提供や啓発を行います。	子ども支援課 指導室 生涯学習課
9	教職員研修の実施	保育所・幼稚園、小中学校に対して県や市で実施する男女共同参画に関する研修等の情報提供を行い、参加を促進します。	子ども支援課 人権政策課 指導室

基本的施策(2)個性と能力に応じた進路指導の促進

NO	事業内容		担当課
10	性別にとらわれない 進路指導	児童生徒が性別による役割分担意識にとらわれることなく、多様な職業や進路を選択できるよう、一人ひとりの能力や個性を活かした進路指導を行います。	指導室

【参考資料】

図表4－3男女共同参画を進めていくために、学校教育の場で力を入れること[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり

施策の基本的方向1 政策方針決定過程への女性の参画拡充

国の第5次男女共同参画基本計画では、2003年（平成15年）に掲げた「社会のあらゆる分野において、2020年（令和2年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30％程度となる」という目標を達成できなかったことへ大きな危機感を示しています。経済の成長力からも、国民一人ひとりの幸福（well-being）向上の点からも、決定の場への女性の参画は日本の課題とされるからです。

行橋市条例第11条では市は、政策の決定過程への女性の参画を高めるため、市の審議会等の委員選出に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない」と定められています。しかしながら、2023年（令和5年）4月1日現在、行橋市の審議会等における女性委員の割合は25.7％と県内の市平均（37.3％）及び町村平均（28.8％）より低く、条例の目標値10分の4（40％）には達していない状況です。

市民意識調査では、PTAや子ども会の会長、自治会長等地域の役職として就任を依頼された場合に女性は約8割が「断る」と回答しています。それらを断る理由としては、「知識や経験の面で不安があるから」「責任が重いから」が上位に上がっています。

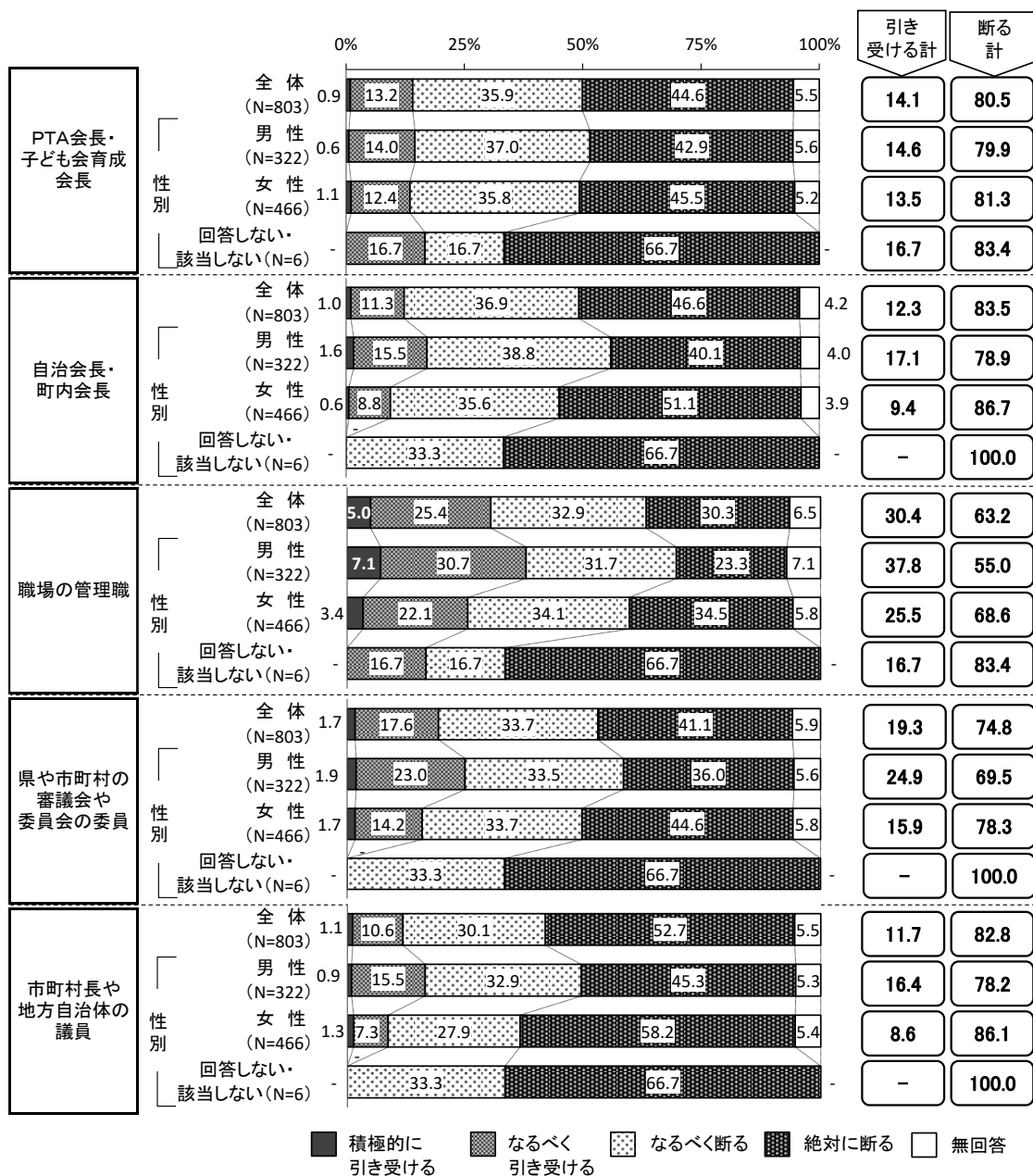
子育て・教育、介護・保健・医療、防災等の様々な分野において、行政への支援ニーズが複雑化・複合化しています。こうした支援を要する当事者に関わる機会は女性に多いと考えられることから、女性が政策方針決定過程の場へ参画することは、当事者の意見を反映した支援につながり、より質の高い行政サービスの提供が可能となります。女性の知識不足や経験不足への不安を解消し、政策方針決定過程への女性の参画を拡充していくために、女性リーダー育成の支援及び女性リーダー研修などの情報提供をいっそう進め、政策方針決定過程への女性の参画を促進していきます。

基本的施策(1)各種審議会などへの女性の参画拡充

NO	事業内容		担当課
11	各種審議会などへの女性の積極的登用	審議会・委員会などの委員への女性の参画を促進し、積極的な登用を進めます。女性委員の登用に向けて「女性人材バンク」の活用を進めます。	総合政策課 男女共同参画センター 全課
12	女性リーダーの育成支援	県などで実施する「女性リーダー研修」等に関する情報提供を行い、参加費用の一部を助成して、研修参加を支援し、女性リーダーを育成します。また、市で開催する人権研修や女性学級などへの参加を促進して、女性リーダーの育成に努めます。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課

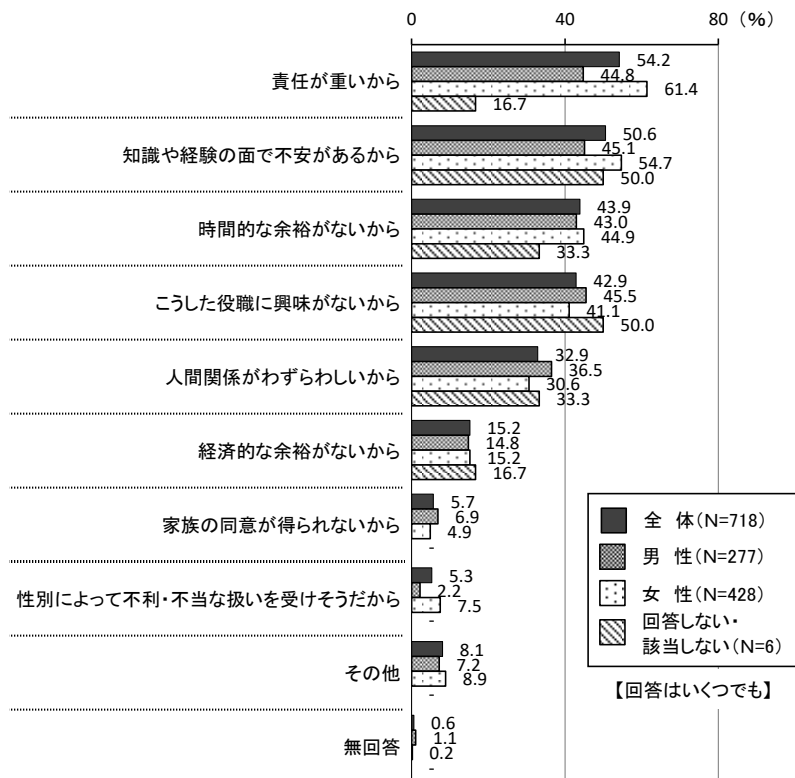
【参考資料】

図表4－4役職、公職への就任や立候補を依頼された場合の対応[全体、性別]



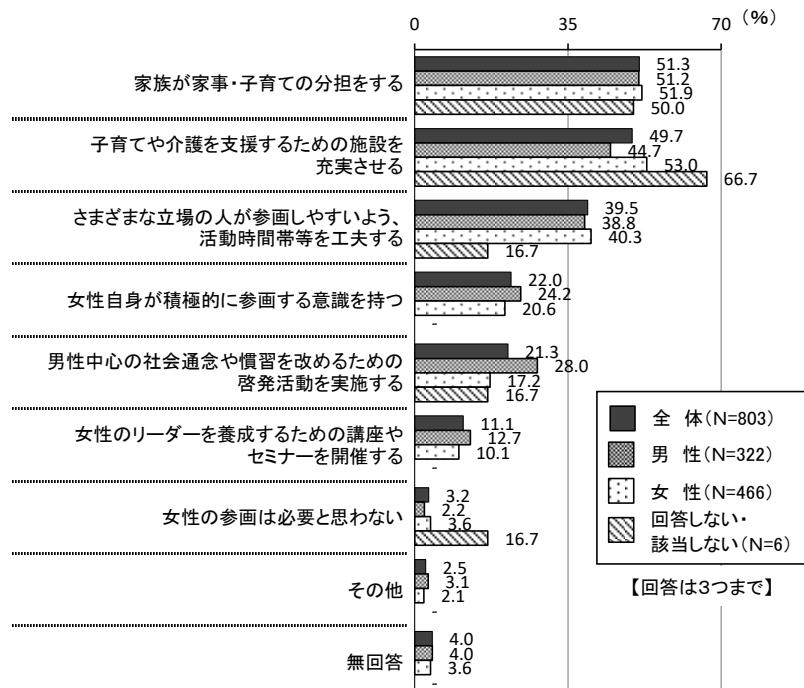
資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

図表4－5役職、公職への就任や立候補を断る理由[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

図表4－6地域活動で女性の積極的な参画をすすめるために必要なこと[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

施策の基本的方向2 地域社会における男女共同参画の促進

地域社会で男女共同参画を実現し、多様性が反映された豊かな生活の場としていくためには、地域社会のあらゆる意思決定の場に住民同士が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。

近年の大規模災害の発生や感染症の流行から、すべての人の生活が脅かされる状況にあっては、配慮を必要とする立場にある人々がより深刻な影響を受けることが明らかになりました。非常時に社会的に弱い立場におかれる人々に適切な支援が届くよう、平常時から地域社会の意思決定の場における男女共同参画の重要性を啓発していかなければなりません。

市民意識調査によると、「地域活動の場で男女が平等である」と回答した人の割合は27.5%で、『男性優遇』と感じている人の37.0%を下回り、前回調査からの経年でみても変化はあまりみられません。男女共同参画の視点で防災に備えることとして、「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」「避難所運営の基準などをつくり、女性や子どもが安全に過ごせるようにする」は高く、女性においてより認識は高い傾向にありました。

地域活動の場において、女性の決定の場への参画がさらに促進されるよう、地域の役員を対象に男女共同参画の重要性について意識啓発を進めていきます。また、誰もが対等なパートナーとして方針決定の過程へ参画できるよう、地域団体、市民団体などへの活動支援を充実します。

男女共同参画の視点を取り入れた地域の防災体制の整備に向けて、「避難所運営マニュアル」を見直し、自主防災組織や消防団など地域の防災活動への女性の参画がいっそう促進するよう図ります。

基本的施策(1)地域団体における女性の方針決定過程への参画拡充

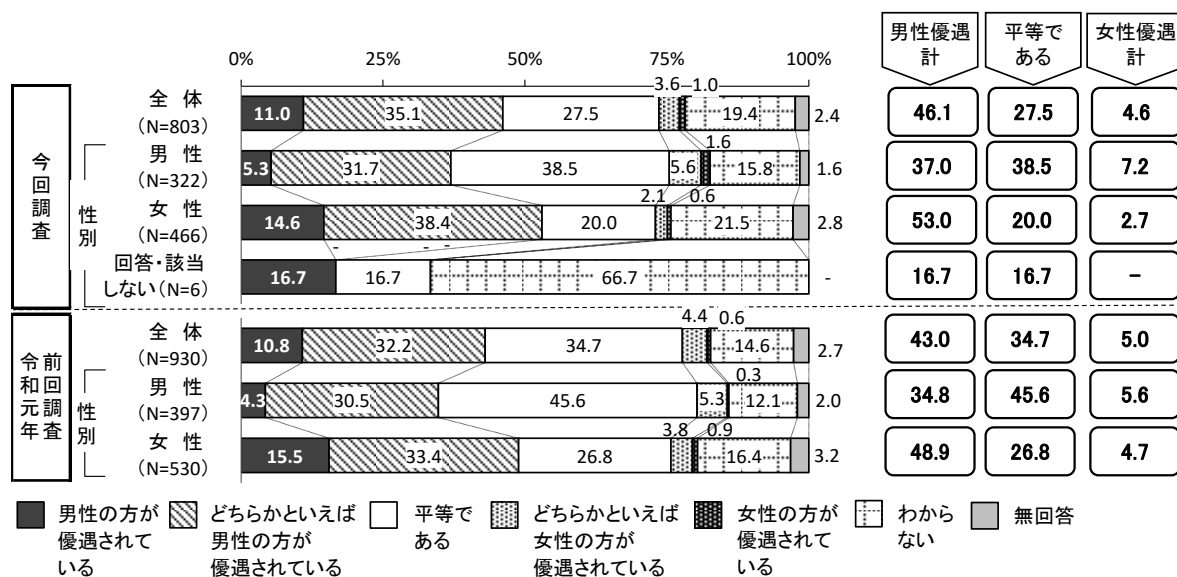
NO	事業内容		担当課
13	自治会などの地域団体役員への女性参画促進	出前講座や新任区長研修などで地域への男女共同参画の啓発活動を推進し、地域活動への女性の参画を促進します。	総合政策課 男女共同参画センター
14	団体・グループの育成支援	男女共同参画センターに登録した団体・グループの活動と団体間のネットワークづくりを支援し、る〜ぶるフェスタなど連携して活動を行います。また、新たな団体・グループの把握に努めて活動を支援していきます。	総合政策課 男女共同参画センター

基本的施策(2)男女共同参画の視点による防災対策の推進

NO	事業内容		担当課
15	男女共同参画の視点による防災体制の確立	「避難所運営マニュアル」の見直しを行い、男女共同参画の視点による具体的な取組を進めます。また、市の防災体制に女性を配置し、災害時の多様なニーズに対応した支援を行います。	防災危機管理室 消防本部
16	地域の防災活動への女性参画の拡大	区長会や新任区長研修、出前講座等で防災活動への女性の参加について講話を行い、地域の防災活動や啓発活動への女性の積極的な参画を図ります。また、女性消防団員や女性防災士の地域の防災活動への参画を図ります。	防災危機管理室 消防本部

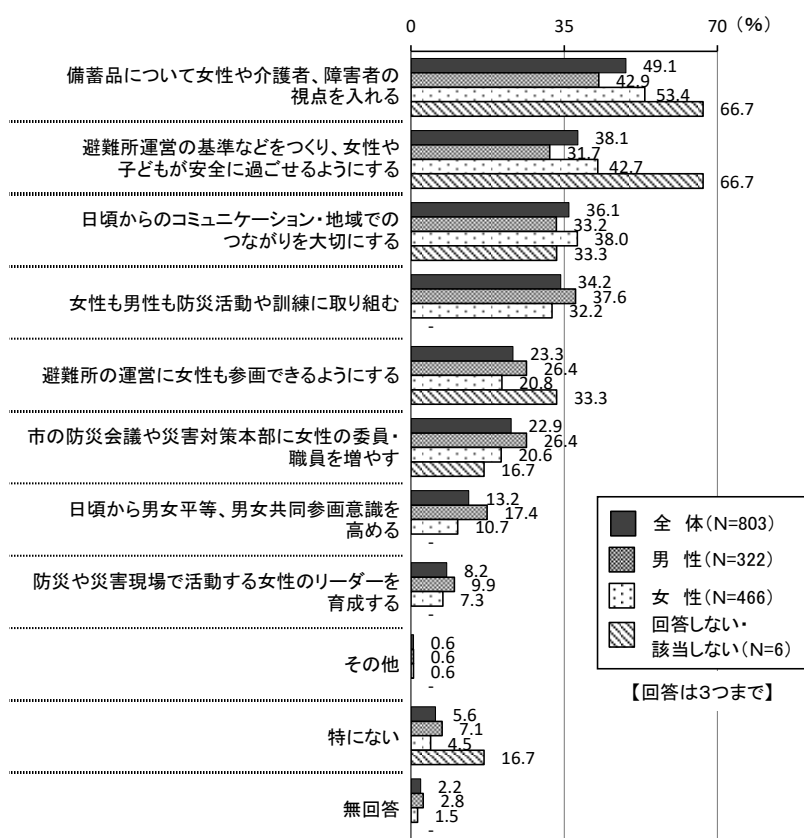
【参考資料】

図表4－7「地域活動・社会活動の場」における男女の地位の平等感[全体、性別](前回調査比較)



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

図表4－8 災害に備えるために必要なこと[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

基本目標Ⅲ ともに支え合い活躍できる環境づくり

施策の基本的方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進

(行橋市女性活躍推進計画)

本計画は、「女性活躍推進法」に基づく市の基本計画と位置づけられています。「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」が2024年（令和6年）6月に決定され、その4つの柱の一つに、「仕事と育児・介護の両立の支援」が掲げられています。そこでは、女性の職業生活の参画を推進するためには、女性への育児負担の偏りの解消と性別に関わらず育児・介護とキャリア形成との両立が求められ、国は、柔軟な働き方の推進や男性の育児休業取得を促進するとされています。

行橋市条例第6条第1項では事業者の責務が定められ、「男女が、職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。」と定められています。本市においては、「子ども子育て支援事業計画」に基づき、性別に関わりなく子育てと仕事や地域活動など他の活動とを両立できるよう施策を進めてきました。2025年度（令和7年度）からは「こども計画」として、これまでの施策が引き継がれます。

市民意識調査では、「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の優先度について、男性は希望では「仕事と家庭生活とをともに優先」が高く、現実では「仕事を優先」が最も高くなっており、男性のワーク・ライフ・バランスは実現されにくい状況がうかがえます。実現するための条件整備として「短時間勤務制度などの柔軟な勤務制度の導入」「育児休業や介護休業中の経済的支援」「家事、子育て、介護、地域活動などに男女が共に参加しやすい職場づくり」が求められていました。

市内の事業所や市民に対して、女性活躍推進の視点から男性が家事や育児、介護に参画する重要性への理解が浸透するよう講座等で啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度などの利用を促進し、働き方の見直しを推進します。また、市の「こども計画」や「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」がワーク・ライフ・バランスの実現に資するよう、男女共同参画の視点で充実を図ります。市民が主体的に子育てや介護への支援に関われるようボランティアを育成します。さらに保護者が講座や学習会に参加しやすいよう、託児の体制を充実します。

基本的施策(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

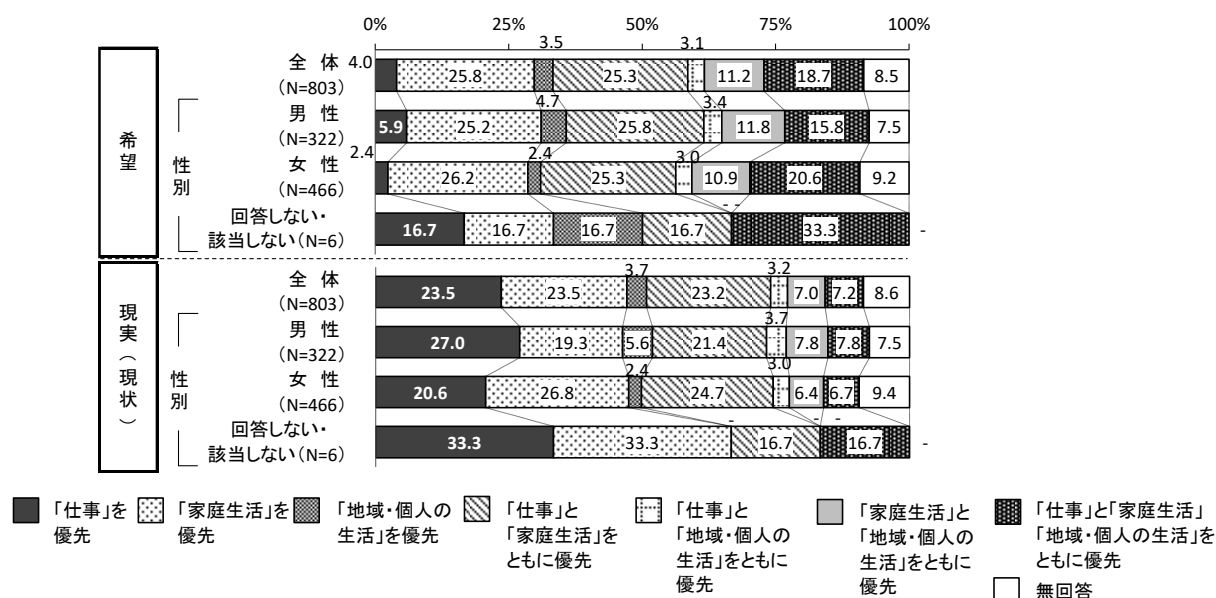
NO	事業内容		担当課
17	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進	すべての人が仕事と生活の調和がとれるワーク・ライフ・バランスについて、市民、事業所に対して広報やホームページ、講座の開催など様々な方法で啓発を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 生涯学習課
18	働き方の見直しに向けた啓発の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとりやすい、多様な働き方を選択できるよう、介護・看護・育児休暇や育児休業制度、有給休暇などの取得促進について啓発し、働き方の見直しのための取組を進めます。	子ども支援課 総務課 企業立地課

基本的施策(2)とともに担う育児・介護等の支援体制の充実

NO	事業内容		担当課
19	子ども・子育て支援の充実	「こども計画」に基づき、子どもの成長への支援とともに子育て家庭への様々な子育て支援サービスを充実します。	子ども支援課
20	介護支援の充実	「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護教室や高齢者相談支援センターの相談体制の充実等、男女共同参画の視点を持って介護支援体制の充実を図ります。	介護保険課
21	ボランティアの育成支援	託児ボランティアグループによるボランティア育成を支援します。また、脳トレや体力測定サポーター講座を通してボランティアを育成します。	子ども支援課 介護保険課
22	講座や研修への託児実施	託児ボランティアを確保し、市で主催する講座などの開催時には必要に応じて配置できるよう検討します。	総合政策課 男女共同参画センター関係課

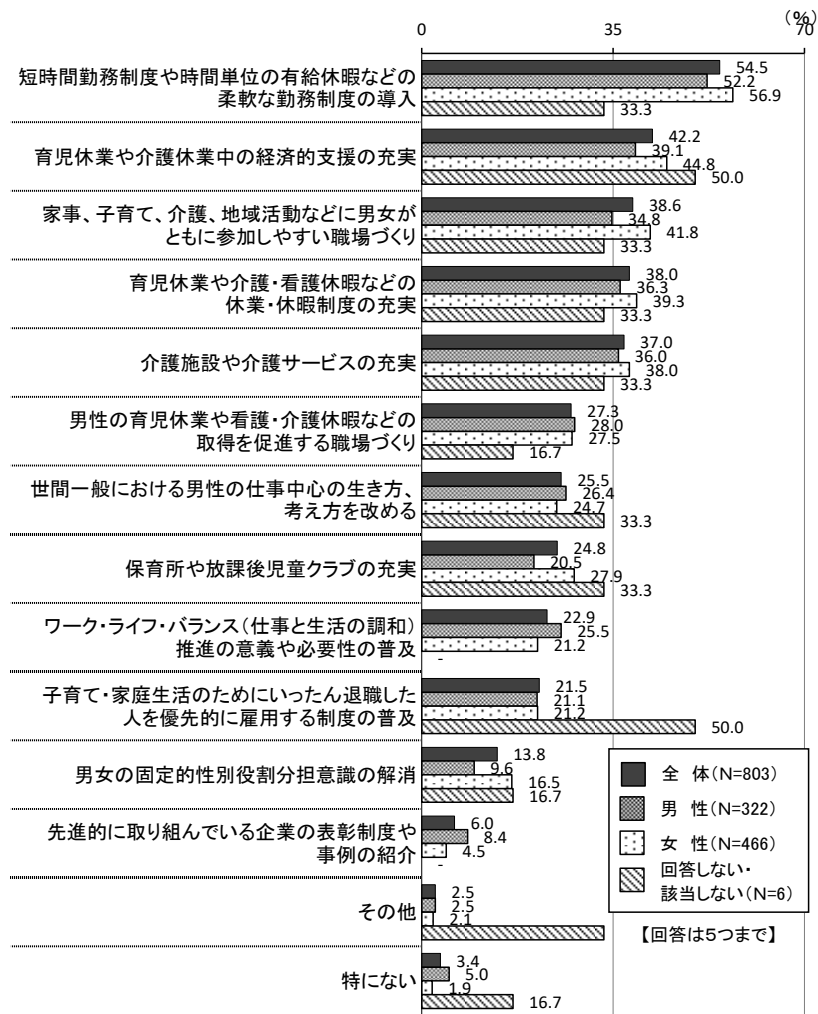
【参考資料】

図表4－9「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の優先度の希望と現実[全体、性別]



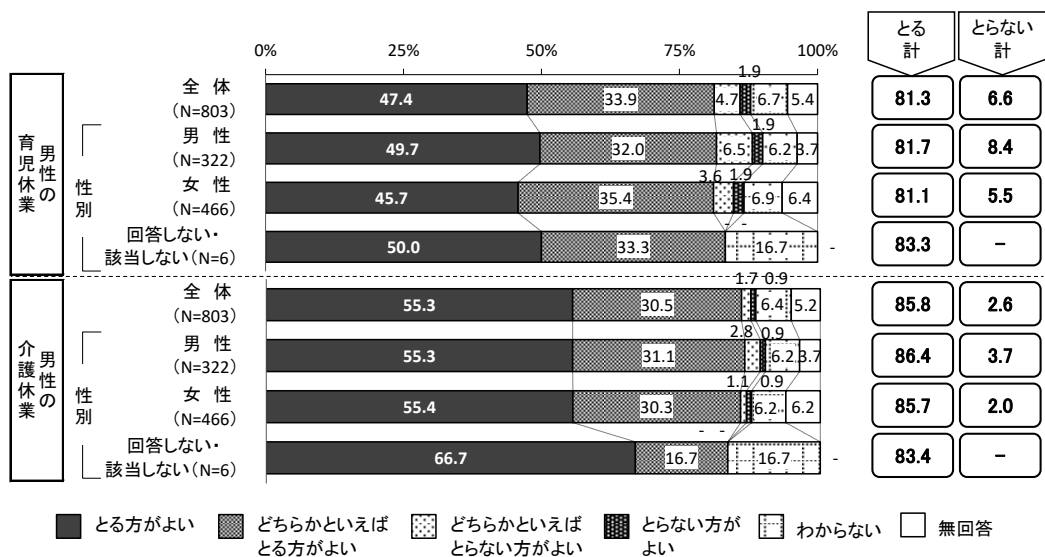
資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

図表4－10「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」を両立するための条件整備[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

図表4－11 男性の育児休業・介護休業取得について[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

施策の基本的方向2 女性の就労支援(行橋市女性活躍推進計画)

「女性活躍推進法」では、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、働いている女性、これから働こうとしている女性を対象として、女性の採用や登用、能力開発のための事業主の取組が求められています。また、国の第5次男女共同参画基本計画では、就業を希望しながら育児や介護等を理由に求職していない女性は、国にとっての大きな損失であるとし、2022年(令和4年)には男女共同参画会議で「女性デジタル人材育成プラン」を決定し、女性がデジタル就労によって育児介護との両立可能な働き方ができるよう環境整備を進めています。

行橋市条例第6条第1項の事業者の責務において、「男女雇用機会均等法」の遵守とともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない」と定められています。

市民意識調査では、女性の働き方に対して、結婚や出産に関わらず就業を継続することを支持する人が約6割で、この数年ではこの割合は上昇し続けています。一方、就業継続を支持しない人の理由としては「仕事と家庭が両立できるために現在ある制度だけでは不十分」「仕事と家庭が両立できる制度があってもそれを利用できる職場の雰囲気でない」が上位に上がり、女性の就業継続のための環境整備の遅れが課題であることがわかります。

今後、農業・漁業・商工自営業者に対しては、女性の労働を適切に評価し、積極的な経営への参加促進と地位向上を図るために情報提供を続けていきます。雇用されている女性の就労支援として、労働に関する国や県などの相談窓口について情報を提供します。事業所に対しては女性の就業継続可能な環境整備についての啓発を進めます。子育てや介護で就労を中断した女性が再就職するために、国や県の制度や支援策などの最新の情報を提供していきます。

基本的施策(1)働く場における男女共同参画の推進

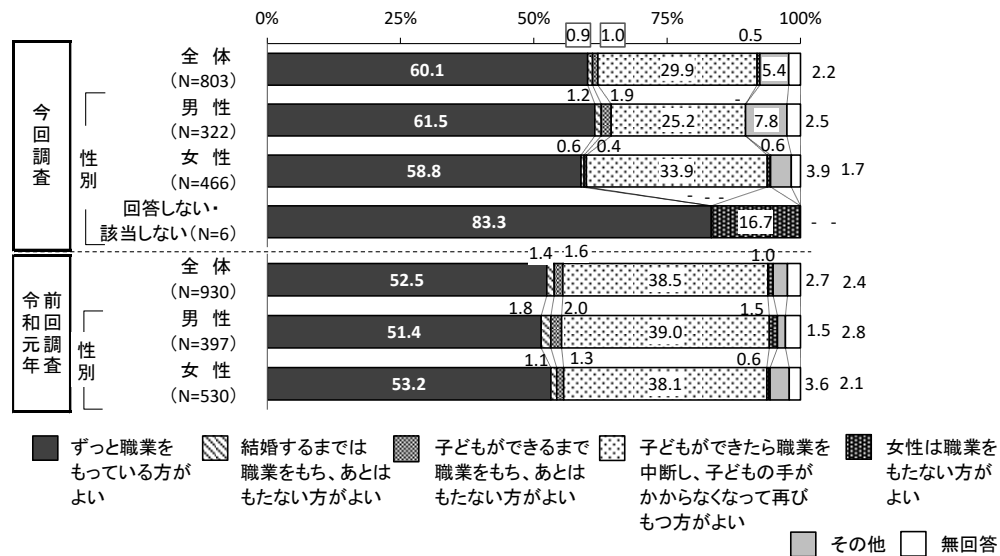
NO	事業内容		担当課
23	農業・漁業・商工自営業への法や制度に関する情報提供	商工会議所や市内各課の連携のもと労働に関する法や制度について資料を配布し、情報提供していきます。また、農業従事者に対しては、家族経営協定の締結を促進していきます。	商業観光課 農林水産課
24	雇用・労働に関する情報提供と相談体制の充実	県やハローワークなど関係機関と連携を図り、雇用や労働に関する情報提供と相談体制を充実します。また、パートタイマー、派遣労働者などの労働環境の改善等について情報提供を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課
25	市内事業者への法や制度に関する情報提供	労働条件の向上、働き続けるための労働環境の整備等、女性が働きやすい職場環境整備等、国・県や関係機関の様々な情報を市内の事業者に向けて提供します。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課

基本的施策(2)女性の再就職支援策の充実

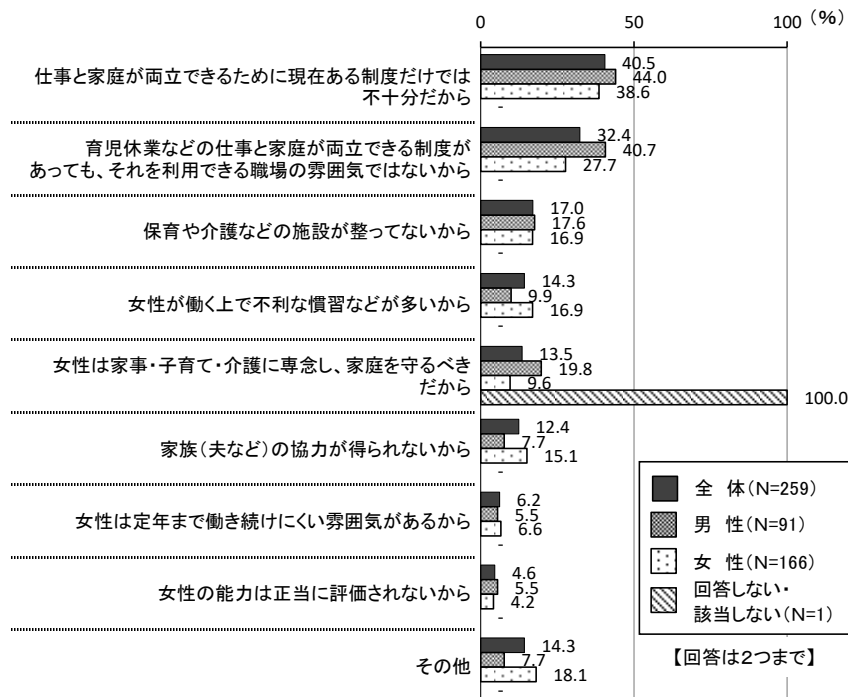
NO	事業内容		担当課
26	女性の再就職に関する情報提供	国や県の関係各機関と連携し、再就職に関するセミナーや合同会社説明会等を実施し、再就職のための情報提供を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課
27	就業支援及び起業支援講座の開催	関係機関との共催により就業のための資格取得講座や起業支援講座を開催し、就業及び起業支援を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課

【参考資料】

図表4-12 女性が職業をもつことについての考え方[全体、性別](前回調査比較)(再掲)



図表4-13 女性が職業をもち続けられない方がよいと思う理由[全体、性別]



資料: 2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

施策の基本的方向1 あらゆる人権侵害根絶への取組

行橋市条例第5条第3項では「市民は、男女差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等に対して勇気をもって訴え、弱者が泣き寝入りすることなくその根絶に向けて行動するよう努めなければならない。」と市民の責務が定められています。また、第7条では「すべての人は、性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。」と定められています。近年、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントなどに加えカスタマーハラスメントのような新しいハラスメントも問題となっています。これらに対しては、男女雇用機会均等法、働き方改革関連法などが改正され、防止に向けて法的整備が進みました。困難女性支援法では、性暴力・性的被害や性的搾取により生活に困難を抱える女性の支援が求められています。

市民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントを受けた人は、職場、地域活動、学校でそれぞれに一定の人数がありました。その内容としては、「女にくせに」「女だから」「男にくせに」「男だから」などと言う」「ジェンダー・ハラスメントや「容姿や年齢について話題にする」「性的な話や冗談を聞かせる」などがあげられており、これらのハラスメントが性的人権侵害にあたるという理解が進んでいない状況がうかがえます。

今後とも、あらゆる場における各種ハラスメントや暴力、性犯罪などの人権侵害の重大さについて理解を深めるよう、職場や学校、地域へ幅広く情報提供を行い、広報・啓発を充実します。さらに、被害者支援に向けて、関係機関との連携を深め、相談窓口の周知を図ります。

基本的施策(1)性暴力・ハラスメントの根絶に向けた啓発の推進

NO	事業内容		担当課
28	あらゆるハラスメント防止のための啓発	様々なハラスメントの防止のため、人権リーフレットを活用し広報・ホームページなどで市民への広報と啓発を行います。また、相談窓口について周知を図ります。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課
29	性犯罪などの被害防止に向けた啓発	性犯罪の被害防止に向けて、学校・地域・警察などの関係機関と連携し、街頭キャンペーンやデートDVの出前講座、地域の見守り活動等に取り組みます。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 指導室
30	防止に向けた講座、学習会などの実施	事業主、労働者に対して、様々なハラスメント防止の研修・講座を開催し、ハラスメントが人権侵害であることへの理解を促進し防止に努めます。また、県からの資料により、研修を実施するなど学校におけるハラスメント防止に取り組みます。	人権政策課 指導室

ハラスメントとは

ハラスメントは、力関係などを利用して、意に反した、不適切な言動を行うことで相手に不利益や損害を与えたり、個人の尊厳を損なう行為。

○パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係など組織における力関係の優位性を背景に、本来業務の適正な範囲を超え、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

○モラル・ハラスメント

態度や言葉などにより継続的に相手の人格や尊厳を傷つける精神的な嫌がらせ・いじめ。

○セクシュアル・ハラスメント

他の者の意に反し、他の者に不利益や不快感を与えるような、不適切な性的言動。

セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に対する差別的言動も含まれる。

○ジェンダー・ハラスメント

性別に関する固定観念や差別意識に基づくいやがらせ。性別という理由のみでの性格・能力の評価や特定の役割の決めつけなどの差別的扱いをする言動。

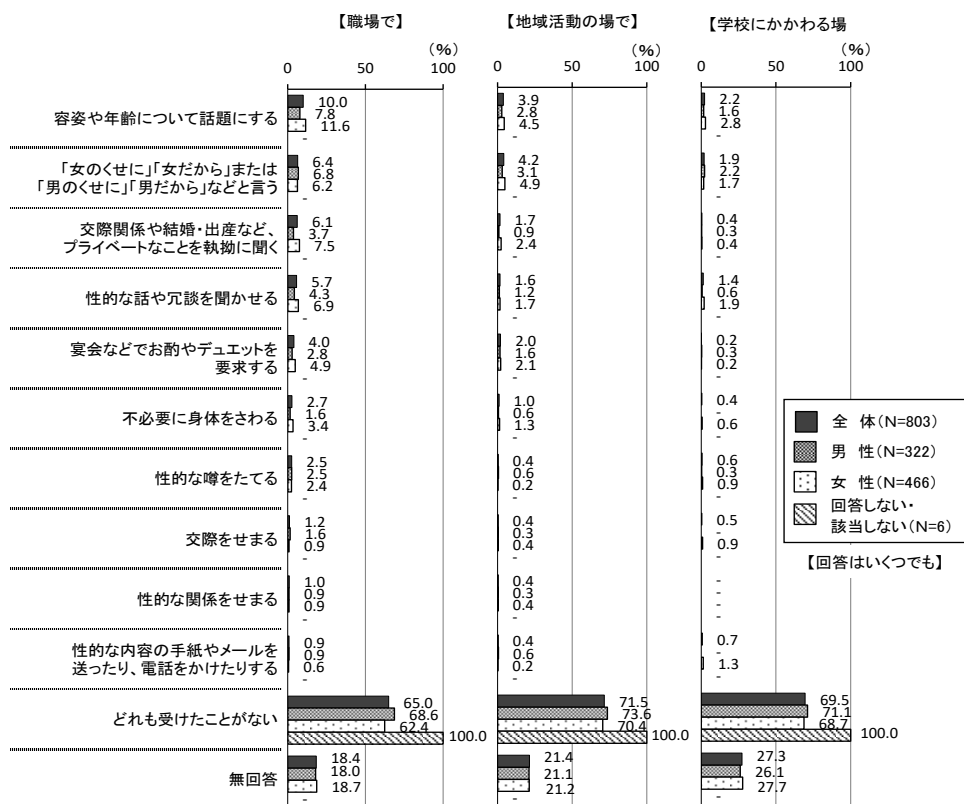
○マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産に関連して職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント。

働く男性への「パタニティ(=父性)・ハラスメント」も問題となっている。

【参考資料】

図表4-14 セクシュアル・ハラスメントの経験[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

施策の基本的方向2 DV対策の充実(行橋市DV防止基本計画)

本計画は、「配偶者暴力防止法」に基づく市の基本計画と位置づけられています。これまで、行橋市条例第5条第3項に基づきDV対策に取り組んできました。

市民意識調査では、この5年間くらいで配偶者・パートナー、恋人から身体的暴力、性的暴力、身体的暴力のいずれかについて「あった」と回答した人は、男性で7.5%、女性で10.9%となっています。暴力を受けたことがある人の相談先は身近な「家族や親戚」「友人・知人」が中心となっていました。「どこ(誰)にも相談しなかった」人は5割強あり、相談しなかった理由として、「相談してもむだだと思ったから」「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」などがあげられており、相談することをあきらめてしまっている状況がうかがえました。

DVの加害者にも被害者にもならないように、また、身近な人からDVの相談を受けた際に適切に対応できるように、DV防止のための教育や啓発を進め、特に若い世代にはデートDVへの認知を高めます。配偶者等に対する暴力が児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生することを踏まえ、市では庁内の連携と共に庁外の関係機関等とも連携して支援を行っています。

今後は、関係機関との連携を深めるよう、相談窓口の周知や相談・保護体制をさらに充実して、DV防止と被害者の包括的な支援に取り組みます。その際には、被害者の個人情報保護を徹底します。また、庁内の多様な窓口がDV被害者を発見する場となる可能性があるため、二次被害を与えずに適切な支援へとつなぐよう、職員のDV防止研修を実施します。

基本的施策(1)DV防止のための教育・啓発の促進

NO	事業内容		担当課
31	市民・関係機関への広報・啓発	市報やリーフレットにより市民へのDV防止に向けた啓発を行います。また、DV被害者への支援のあり方を学ぶ研修の実施とともに若い世代へのデートDV防止講座やリーフレット配布等による啓発を実施します。	人権政策課 総合政策課 男女共同参画センター 指導室 子ども支援課

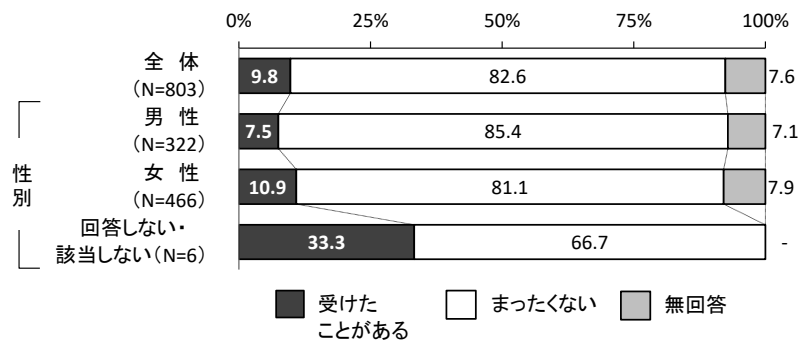
基本的施策(2)DV相談体制と被害者の保護及び支援の充実

NO	事業内容		担当課
32	相談体制の整備・充実	各種研修会への参加により相談員の資質向上を図ります。また、関係機関との連携を図って相談体制を充実・強化します。	人権政策課 子ども支援課
33	被害者への多様な支援の充実	関係課の連携により、被害者の自立に向けた就労支援や経済的支援及び被害者やその子どもへの精神的支援などきめ細やかな支援を行います。	人権政策課 子ども支援課 総合政策課 男女共同参画センター
34	関係機関および庁内での連携強化	警察や人権擁護委員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や関係課との連携を強化し、DV被害者への迅速で適切な保護や支援を行います。	人権政策課 子ども支援課 総合政策課 男女共同参画センター

NO	事業内容		担当課
35	関係職員のDVへの理解促進	関係職員へのDVに関する研修を充実して、DVに関する理解を促進し、二次被害の防止とともに被害者への適切な対応を図ります。	総合政策課 男女共同参画センター 関係課
36	個人情報保護の徹底	早期発見から自立支援のあらゆる過程において、被害者とその同伴家族の安全確保のため、個人情報の厳重な保護を徹底します。	総合政策課 男女共同参画センター 関係課
37	性教育の推進	性と身体に関する正しい理解を図るため、小・中学生に対して性教育を実施します。	指導室

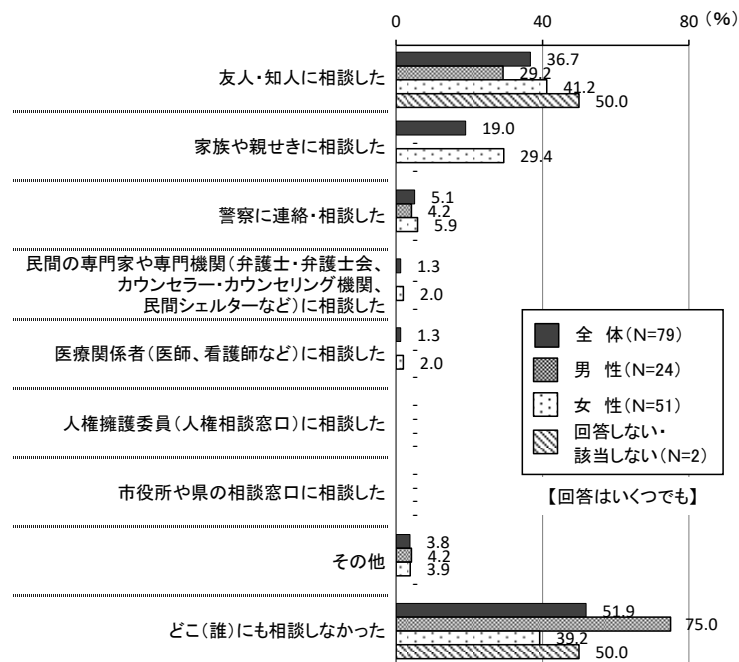
【参考資料】

図表4-15 ここ5年間の配偶者・パートナーからの暴力の経験[全体、性別](再掲)



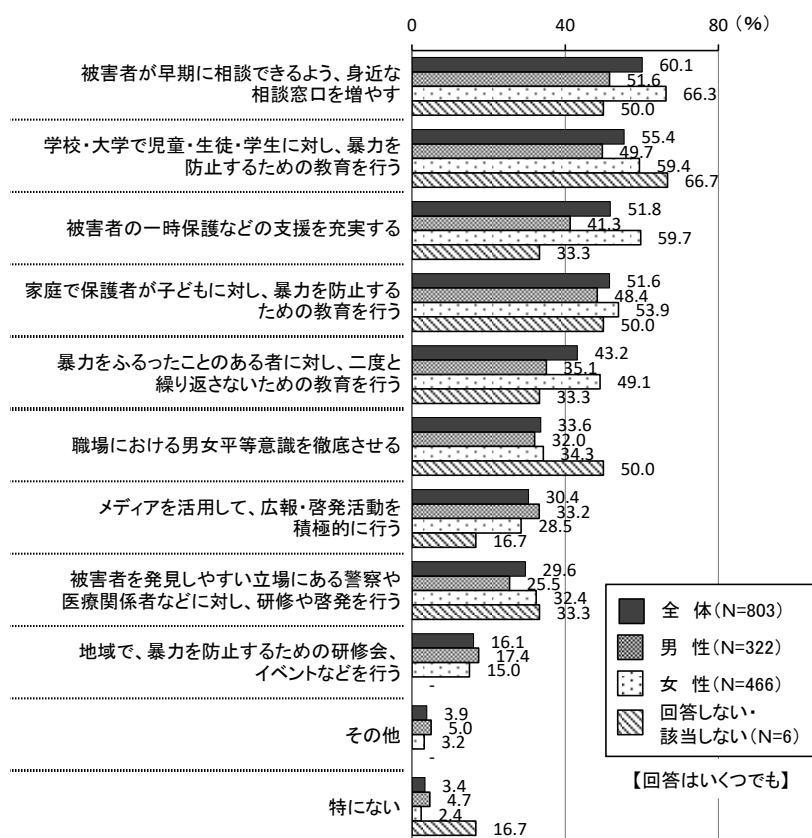
資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

図表4-16 配偶者・パートナーからの暴力についての相談先[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

図表4－17 セクシュアル・ハラスメントや暴力をなくするために必要なこと[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

施策の基本的方向3 生涯を通じた健康づくりへの支援

行橋市条例第3条第1項第6号では「男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、推進されること」とされ、いわゆるリプロダクティブ・ヘルス&ライツが条例の基本理念に掲げられています。性と生殖に関わる自己決定は女性が自分らしい人生を生きるうえで欠かせない「基本的人権」です。また、男性に特有の疾病もあり、例えば女性よりも生活習慣病の罹患率が高いなど性別によりそれぞれの健康課題があります。一人ひとりが生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、誰もが自身の個性と能力を十分に発揮し、多様な分野に参画するための前提となります。

市民意識調査では、「妊娠や性に関して、夫婦間や恋人との間等で合意できない場合には女性の意思が尊重されるべき」と思わない人の割合は13.2%あり、女性の性的人権に関する理解を深める必要性が示されました。

市では「行橋市地域保健計画」を策定し、関係各課との連携のもとそれぞれのライフステージや性別に応じた健康管理の啓発と健康づくり支援を行っており、今後ともこれらを男女共同参画の視点で充実させていきます。また、人権教育として発達段階に応じた性教育を推進し、性に関する正しい知識の普及や啓発に努めます。

基本的施策(1)ライフステージに応じた健康づくりへの支援

NO	事業内容		担当課
38	疾病予防や健康管理の啓発の推進	各種検診や健診結果による保健指導、健康づくりをテーマにした講演会等を進めて、生涯を通じた疾病予防や健康管理について啓発していきます。	地域福祉課 生涯学習課
39	ライフステージに応じた健康相談の充実	健診結果による相談など相談体制を充実して、男女のライフステージに応じた健康づくりを支援していきます。	地域福祉課 子ども支援課
40	自殺予防対策の推進	行橋市自殺対策計画に基づき、全庁による自殺対策を推進していきます。	地域福祉課 子ども支援課

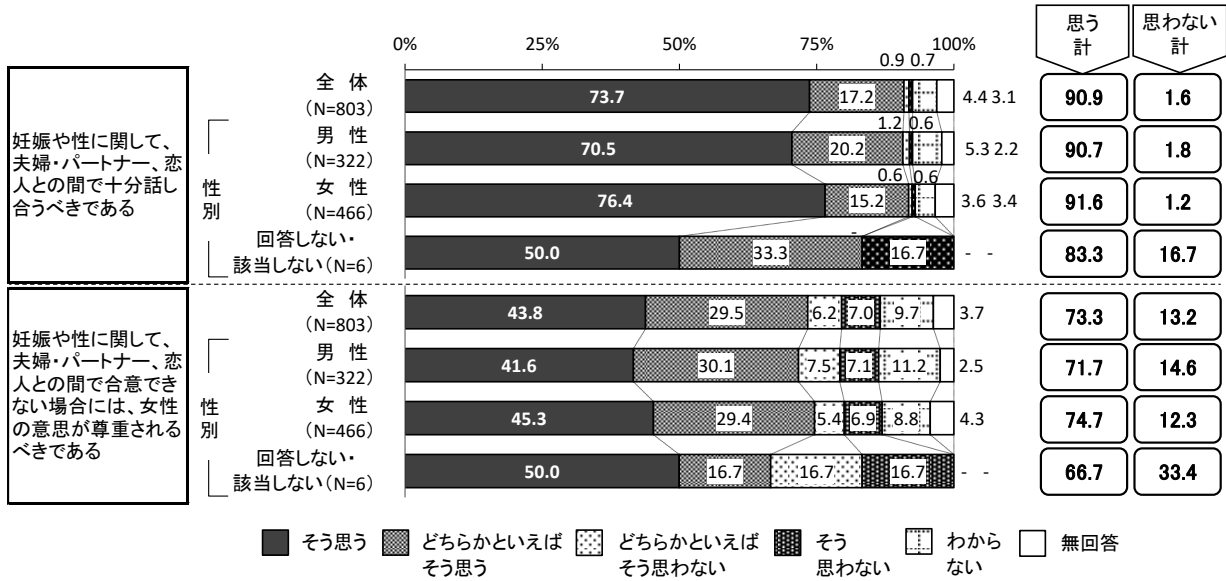
基本的施策(2)リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する理解の促進

NO	事業内容		担当課
41	リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発の推進	性や妊娠・出産について、一人ひとりが互いの人権を尊重しつつ正しい知識に基づき自己決定ができるよう、市民への資料配布や記事の掲載など様々な機会を通じて周知、啓発していきます。	総合政策課 男女共同参画センター 地域福祉課
42	女性の心身の健康に関する情報提供	産前産後や更年期など女性のライフステージにおける心身の健康とその権利が尊重されるよう、施策を充実します。	地域福祉課 子ども支援課

NO	事業内容		担当課
37	性教育の推進(再掲)	性と身体に関する正しい理解を図るため、小・中学生に対して性教育を実施します。	指導室

【参考資料】

図表4-18 妊娠や性に関する考え方[全体、性別]



資料：2024年(令和6年)行橋市「男女共同参画に関する意識調査

施策の基本的方向4 多様な人々への安全・安心な生活の支援

近年、晩婚化・晩産化等を背景として育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けるという、「育児と介護のダブルケア」が新たな問題となっています。このように、暮らしの支援ニーズが複雑化・複合化し、日常生活や地域生活を営むことが困難な人が増加していることから、2020年（令和2年）に社会福祉法が改正され、重層的な支援整備体制が市町村の地域福祉計画に位置付けられました。さらに、困難女性支援法においても、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など、日常生活や社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性については、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的少数者を含め、法による支援の対象者とされており、ここでも重層的、包括的な支援が求められています。また、暴力の影響などで本来の力が発揮できなくなっている対象女性が力を取り戻し、自立した生活ができるような支援が重要とされ、一時的な保護、住宅の確保などが求められています。

本市においては、これまで、高齢者や障がい者に関わる各個別計画に基づいて支援体制を整備してきました。また、ひとり親家庭に対しては、各種情報提供や相談窓口の整備などで生活自立に向けた支援を行い、外国人に対しては、多文化共生のまちづくりの推進など住みよい環境づくりを進めてきました。今後も、これらの従来の取組を充実させるとともに、男女共同参画の視点や困難な問題を抱える女性支援の視点で取り組みます。また、多様性を尊重し、県パートナーシップ宣誓制度の導入を図り、LGBTQなど性的マイノリティについて市民の理解を深めるよう啓発を進めます。

基本的施策(1)高齢者・障がい者への安全・安心な生活の支援

NO	事業内容		担当課
43	高齢者福祉施策の推進	「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」「地域福祉計画」に基づき、「地域支援事業」による自立支援や「緊急通報システム」、「老人福祉電話」等について周知を図り、高齢者の生きがいづくりと安全・安心な生活を支援します。	介護保険課
44	障がい者・障がい児福祉施策の推進	関係機関と連携を図りながら、企業研修による障がい者雇用への理解促進等就業支援や障がい児の放課後デイサービスなど療育支援サービスを充実します。また、作業療法士や言語聴覚士など専門職と関係機関が連携し相談や教室を開催して療育が受けられるよう支援していきます。	障がい者支援室 子ども支援課
45	相談体制の充実	療育機関や医療機関などの関係機関と連携して情報共有を図り、多様化する相談ニーズに対応する専門相談体制の充実強化を図ります。	地域福祉課 (社会福祉協議会) 子ども支援課

基本的施策(2)多様な人々への自立支援の充実

NO	事業内容		担当課
46	ひとり親家庭への自立支援	関係部署の連携により就職活動支援、保育所の利用促進などを図り、ひとり親家庭の生活自立を支援します。また、母子父子自立支援員及び女性相談員の研修参加等など相談員の資質向上に努めて、相談体制を充実していきます。	生活支援課 人権政策課 子ども支援課
47	外国人の安全・安心な環境づくり	国際交流員を登用し多文化共生セミナー、日本語教室への派遣など、市民との交流を図るとともに、外国人にとって住みよい、安全・安心な環境づくりに努めます。	市民相談室
48	多様な性のあり方への理解の促進	LGBTQなど性的マイノリティについて市民の理解を深めるために、人権リーフレットやる〜ぷる情報誌による情報提供、また、パートナーシップ宣誓制度の導入を行い、周知・啓発を進めていきます。	人権政策課 総合政策課 男女共同参画センター

計画の推進体制

本計画で掲げる市の将来像「ともに支え 認め合い 誰もが活躍できるまち ゆくはし」の実現に向け、市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を組織しています。

行橋市条例第4条第1項には「市は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と市の責務が定められています。また、第2項では「市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に理解を深めることができるよう情報の提供を行うとともに、国、県その他の地方公共団体、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。」と定められています。これらの規定に基づき、市民や各種団体および事業者との連携のもと、庁内の推進体制の強化や、各施策の実施状況の把握および審議会への報告などにより、計画を全庁的・総合的に推進していきます。

1 庁内推進体制

(1) 男女共同参画推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、各部長により構成される。男女共同参画社会の実現に係る基本方針や重要事項など、計画の総合的な推進を行う。

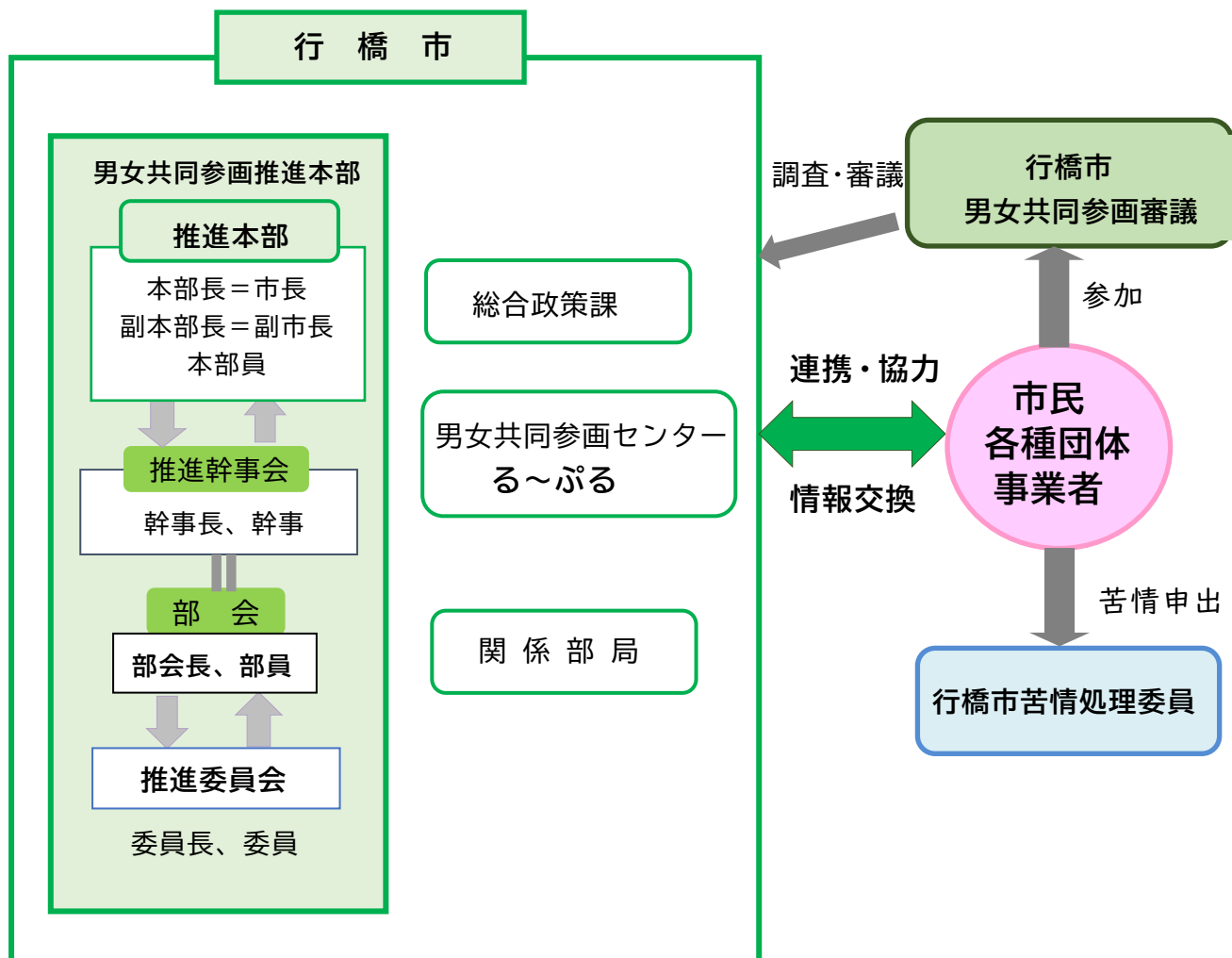
(2) 男女共同参画推進幹事会

総合政策課長を幹事長とし、各課長により構成される。庁内における関係機関との連絡調整など、男女共同参画社会の実現に係る計画や施策等の具体的な推進を行う。幹事長は、専門的事項について調査および検討するため、必要に応じて幹事会に部会をおくことができる。

(3) 男女共同参画推進委員会

各部、外局機関、消防本部から推薦されたもので構成される。推進幹事会の補助機関として、男女共同参画社会の実現に係る調査及び研究や啓発など、必要な事項の推進を行う。

◇計画の推進体制図



2 計画の推進に関する取組

市においては、行橋市条例第9条に基づき市は総合的かつ計画的な推進を図るため男女共同参画プラン策定し、進捗状況を管理してきました。

行橋市男女共同参画センターる〜ぷるでは、市民や事業者との協働による男女共同参画社会の形成に関する取組拠点として活用されてきました。これらの実績に基づき、今後も機能の充実を図ります。

行橋市条例第10条では「市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」とされており、市のすべての施策において男女共同参画の視点で実施されるよう目指しています。そのためには、全庁的な取組みが必要であることから男女共同参画推進本部において、施策を総合的かつ効果的に推進する体制を強化していきます。行橋市条例第8条では公衆に表示する情報に関する留意として、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長又は連想させる表現を行ってはならないという規定があり、今後とも条例に基づいて適切な情報発信を進めて

いきます。

行橋市条例第18条では「市は、男女共同参画社会の形成に関し、必要な調査研究を行う。」と定められており、これまで市民や市職員に対する意識調査結果を施策に反映させており、今後も継続します。また、条例に基づいて設置された苦情処理制度の下で、男女共同参画に関わる施策や人権侵害に対しての市民からの苦情に適切に対応していきます。条例第12条には市に対し就業における模範的措置が求められています。また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、市としての特定事業主行動計画を策定しています。これらにのっとり、男女共同参画についての積極的な職員研修、女性の職域拡大や管理職等への登用比率を高める施策を実施します。

基本的施策(1)推進体制の充実

NO	事業内容		担当課
1	男女共同参画センターの機能の充実	プランの総合的な推進のため、拠点施設として誰もが平等に参画できる男女共同参画センターの充実に努めます。	総合政策課 男女共同参画センター
2	推進体制の充実・連携強化	「男女共同参画推進本部」のもと、庁内各課が連携して第4次プランの積極的推進を図ります。また、国・県など関係機関と連携し、協力体制をつくります。	総合政策課 男女共同参画センター 全課
3	男女共同参画審議会の運営	プランの実施状況について評価を行い、計画の見直しなど、本市における男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査・審議し、提言を行います。	総合政策課 男女共同参画センター
4	適切な情報発信の推進	国の公的広報のガイドラインを活用し、市の様々な広報や刊行物作成において男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 全課
5	苦情処理制度の周知・活用促進	男女共同参画に関する苦情処理機関である「男女共同参画苦情処理委員」の周知を行い、市民からの苦情へ適切に対応します。	総合政策課 男女共同参画センター

基本的施策(2)計画の進行管理

NO	事業内容		担当課
6	計画の進捗状況の評価と報告	各課との連携のもと、計画の各施策について進捗状況を把握し、審議会による審議の結果を公表します。また、定期的な事業の見直しにより施策の充実に努めます。	総合政策課 男女共同参画センター
7	市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、市民を対象とした意識調査を計画の見直し時に行います。	総合政策課 男女共同参画センター
8	市職員等に対する意識調査	市職員等の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、市職員を対象とした意識調査を定期的に行います。	総合政策課 男女共同参画センター

基本的施策(3)行橋市役所次世代育成及び女性活躍推進行動計画の推進

NO	事業内容		担当課
9	男女共同参画研修の実施	市職員が男女共同参画に敏感な視点を養うことができるように、新規職員、階層別職員に向けて計画的な研修を実施します。また、県や関係機関で実施する研修への職員参加に努めます。	総合政策課 男女共同参画センター 総務課
10	女性職員の登用・参画促進	市職員の職務・管理職登用において、「行橋市役所次世代育成及び女性活躍推進行動計画」に基づき職場環境の整備や女性職員の育成に努め、個人の意欲や能力に応じて女性職員の登用を進めます。	総務課 全課
11	相談窓口の充実	市職員等へのハラスメントに関する相談窓口を周知し、相談体制の充実を図ります。	総務課
12	仕事と家庭の両立支援制度の利用促進	「行橋市役所次世代育成及び女性活躍推進行動計画」に基づき、男性の育児休業取得の推進等市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	総務課 全課

計画の成果指標

計画の着実な推進を図るためには、「いつまで」「何を(どう)するか」という成果指標を設定し、その目標値をできるかぎり実現するよう努力していかねばなりません。そこで、本計画の目標年度である2029年度(令和11年度)を目標とし、各施策の実施について評価・改善・検討のための成果指標を定めます。本計画では、第6次行橋市総合計画や行橋市特定事業主行動計画等の成果指標とも整合性を図っています。

基本 目標	成果指標	単位	目標値 (令和6年度)	達成値 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
I	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に『そう思わない』割合	%	78.0	80.7	85.0
I	行橋市男女共同参画推進条例の認知率(言葉も内容も知っている)	%	15.0	5.6	15.0
I	行橋市男女共同参画プランの認知率(言葉も内容も知っている)	%	18.0	7.6	18.0
I	「ジェンダー」の認知率(言葉も内容も知っている)	%	—	65.5	75.0
II	男女共同参画センター登録団体数	団体	15以上	15	20
II	審議会等に占める女性委員の割合(地方自治法第202条の3に基づくもの)	%	40.0以上	34.6	40.0以上
II	「地域活動・社会活動の場」における男女の地位の平等感	%	40.0	27.5	40.0
III	「ワーク・ライフ・バランス」の認知率	%	47.0	47.3	50.0
III	職場での男女の地位の平等感	%	30.0	27.5	30.0
III	女性の就労支援講座の参加率	%	—	—	100
IV	DV相談窓口の認知率	%	68.0	男性 55.6 女性 63.5 全体 59.9	68.0
IV	DVについての相談「どこか(誰か)に相談した」割合	%	65.0	48.1	65.0
推進 体制	市職員の管理職に占める女性の割合	%	15.0以上	11.7	15.0以上

基本 目標	成果指標	単位	目標値 (令和 6 年度)	達成値 (令和 6 年度)	目 標 (令和 11 年度)
推進 体制	男女共同参画センター る～ぷるの 認知率	%	50.0	—	50.0
推進 体制	市職員男性の育児休業取得率	%	13.0以上	44%	13.0以上

付属資料

1 行橋市男女共同参画を推進する条例

平成15年12月24日 条例第15号

○行橋市男女共同参画を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条～第22条）

第3章 男女共同参画苦情処理委員（第23条～第27条）

第4章 行橋市男女共同参画審議会（第28条）

第5章 雑則（第29条）

附則

前文

わたしたちの憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、また国は、男女平等に向けた様々な施策を、国際社会の取り組みとも連動させながら進めてきました。平成11年には、男女共同参画社会基本法が制定されました。そこでは、すべての個人が性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

男女共同参画とは、単なる「参加」ではなく、政治的、経済的、社会的及び文化的など社会のあらゆる意思決定の場において、男女が自らの意思と責任を意識し、積極的に取り組むことを意味しています。

行橋市は、男女共同参画プランを策定し、男女平等社会の実現をめざして様々な取り組みを進めてきました。しかし、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方や習慣が、依然としてあらゆる分野に根強く残っています。このような状況から、男女を問わず一人ひとりが自立した人間として個性や自主性を尊重される社会を築くため、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に支え合う社会を形成することが緊急かつ重要な課題となっています。

ここに行橋市は、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進して、真の「男女共同参画社会・行橋市」の早期実現をめざすことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内に

において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人及び自治会・各種団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス（DV） 配偶者等の男女間における精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民、及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画社会の形成のため積極的に取り組まなければならない。

- (1) 男女が性別により差別的な取り扱いを受けることなく、一人の人間として個性や能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、人権が尊重されること。
- (2) 「男は仕事、女は家庭」といった、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行をなくすように努めること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を実現するための配慮がなされること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援によって、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活が、働くこと、学校に通うこと、地域活動をするなどと両立できるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、推進されること。
- (7) 男女共同参画の推進には、少子高齢化の諸問題及び特質を踏まえた配慮がなされること。
- (8) 男女共同参画社会の形成の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにも配慮されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に理解を深めることができるよう情報の提供を行うとともに、国、県その他の地方公共団体、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向け理解を深め、あらゆる分野において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、男女差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等に対して勇気をもって訴え、弱者が泣き寝入りすることなくその根絶に向けて行動するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、積極的格差是正措置等により、男女が、職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者が、市と工事請負等の契約を希望し、業者登録をする場合、市は男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

（人権侵害行為の禁止）

第7条 すべての人は、性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長又は連想させる表現を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- （1）総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- （2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、行橋市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画基本計画の見直しを図らなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

2 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置等の改善措置を講ずるよう努めなければならない。

（政策決定過程への女性の参画促進）

第11条 市は、政策の決定過程への女性の参画を高めるため、市の審議会等の委員選出に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の十分の四未満とならないよう努めなければならない。

（就業における模範的措置）

第12条 市は、就業の場における男女共同参画推進の模範を示すため、次の各号を旨とした施策を講ずるよう努めなければならない。

- （1）女性職員の比率を高め、職域の拡大を図るとともに、能力開発等により管理職等への女性の登用率を高めるための施策
- （2）職員が、育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を、性別にかかわらず活用でき

る環境づくり

(3) 男女共同参画についての積極的な職員研修

(市民の理解を深めるための措置)

第13条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供する。

2 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずる。

3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育（保育園、幼稚園）、学校教育（小学校、中学校）、社会教育、その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行う。

(家庭、職域及び地域における活動への支援)

第14条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行う。

(家庭生活に関する措置)

第15条 市は、家族を構成する男女が、性別に関わりなく、育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(農林水産業及び自営商工業分野における推進)

第16条 市は、農林水産業及び自営の商工業の分野において、方針の立案及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境整備を行うよう努めなければならない。

(男女共同参画の日・月間)

第17条 市は、市民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取り組みへの意欲を高めるため、男女共同参画の日及び推進月間を設ける。

2 男女共同参画の日は6月第3土曜日とし、6月を推進月間とする。

3 市長は、男女共同参画の日に、男女共同参画に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成に関し、必要な調査研究を行う。

(国際的な協力のための措置)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な措置を図るため、海外の諸地域との情報交換その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第20条 市は、市民及び事業者とのパートナーシップによる実践、交流、研修及び啓発を進めるための体制の整備に努めるとともに、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成に関する取り組みの拠点となる施設を設置する。

(財政上等の措置)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置等を講じなければならない。

(年次報告)

第22条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(苦情の処理)

第23条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、市民（及び事業者）からの申出を適切かつ迅速に処理するた

め、男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 2 市民（及び事業者）は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、規則で定める手続により苦情処理委員に申し出ることができる。

（職務）

第24条 苦情処理委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において必要に応じて、前条第1項の施策を行う機関（以下「機関」という。）に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、調査すること。
- (2) 前号の調査を行う場合、必要があると認めるときは、当該機関に出席を求め、事情を聴くこと。
- (3) 前2号の調査の結果、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うこと。
- (4) 前号の勧告等が行われた場合において、当該機関に改善がみられない場合、事情を聴取した上で、正当な理由がないと認められるときは、その旨を公表すること。
- (5) 前条第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要に応じて、出席を求めて事情を聴き、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

（定数等）

- 第25条 苦情処理委員の定数は、3人以内とし、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、男女いずれか一方の性で占めてはならない。
- 2 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員を兼ねることができない。
 - 3 苦情処理委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、3期を限度とする。
 - 4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。
 - 6 市長は、苦情処理委員がその職務遂行上に必要があると認めた場合、苦情処理委員の職務を補助する者を置くことができる。

（責務）

第26条 苦情処理委員及び補助する者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第27条 この章に定めるもののほか、苦情の処理に関し、必要な事項は規則で定める。

第4章 行橋市男女共同参画審議会

（審議会の設置）

第28条 市に、行橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 男女共同参画基本計画に基づき、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定により、その権限に属させられた事務

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 女性委員の数は、委員の総数の2分の1未満であってはならない。

5 特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、任務を終えるものとする。

6 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 事業者が推薦する者

(3) 公募市民

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。ただし、2期までとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(行橋市男女共同参画推進会議設置条例の廃止)

2 行橋市男女共同参画推進会議設置条例(平成12年行橋市条例第1号)は、廃止する。

2. 行橋市男女共同参画を推進する条例施行規則

○行橋市男女共同参画を推進する条例施行規則

平成16年1月13日規則第1号

改正

平成28年3月22日規則第10号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 行橋市男女共同参画苦情処理委員（第2条—第12条）

第3章 行橋市男女共同参画審議会（第13条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、行橋市男女共同参画を推進する条例（平成15年行橋市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 行橋市男女共同参画苦情処理委員

（職務の執行）

第2条 条例第23条第1項に規定する男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

2 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

- （1）職務の執行の方針に関すること。
- （2）職務の執行の計画に関すること。
- （3）その他苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定した事項に関すること。

（申出の方式）

第3条 条例第23条第2項の規定による申出（以下この条、次条第1項、同条第3項、第5条、第6条及び第11条において「申出」という。）は、苦情等申出書（様式第1号）により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別な理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書きの規定により口頭の申出があったときは、苦情処理委員又は補助する者は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

（調査しない申出）

第4条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- （1）判決、裁決等により確定した事項
- （2）裁判所において係争中の事案及び審査庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
- （3）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第

113号)第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

2 苦情処理委員は、条例第23条第2項の人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 苦情処理委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、苦情等申出に係る通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第5条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う市の機関(以下「機関」という。)又は関係者に対し、調査開始通知書(様式第3号)により通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

2 苦情処理委員は、条例第24条第1号の規定により、機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同条第5号の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、説明等依頼書(様式第4号)により依頼するものとする。

(調査結果等の通知)

第6条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書(様式第5号)により通知するものとする。この場合において、条例第24条第3号の勧告等、第4号の公表又は第5号の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第24条第3号の勧告等、第4号の公表又は同条第5号の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした機関又は関係者に対し、調査終了通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(勧告等)

第7条 条例第24条第3号の勧告等は、勧告等通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第24条第4号の規定による公表の方法は、行橋市公告式条例(昭和29年10月13日条例第1号)に規定する掲示場への掲示及び市報ゆくはしへの登載によるものとする。

(助言、是正の要望等)

第9条 苦情処理委員は、条例第24条第5号の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、助言書(様式第8号)により交付するものとする。

2 条例第24条第5号の是正の要望等は、是正の要望等通知書(様式第9号)により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 苦情処理委員は、条例第24条第3号の勧告等を行ったときは、当該勧告等を行った機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて、措置報告書(様式第10号)により報告を求めるものとする。

（申出の処理の状況の報告等）

第11条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、公表するものとする。

（身分証明書）

第12条 苦情処理委員は、その職務を行うに当たっては、その身分を示す（様式第11号）の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章 行橋市男女共同参画審議会

（会長及び副会長）

第13条 条例第28条第1項に規定する行橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第14条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半分以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第15条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 第15条第3項の規定は、副部会長について準用する。

（意見の聴取）

第16条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第17条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3. 第11期 行橋市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和 6 年 7 月 14 日～令和 8 年 7 月 13 日

(敬称略)

氏 名	所 属 等
【会長】 (学識経験者) 竹 中 知 華 子	西日本工業大学デザイン学部情報デザイン学科 准教授
【副会長】 (労働分野) 目 原 弘 一	安川電機 行橋事業所 所長
(教育分野) 山 内 辰 也	長峽中学校 校長
(家庭分野) 中 村 律 子	行橋男女共同参画ネット 会員
(市民公募) 三 輪 三 佐 子	

4. 計画策定の経過

年	月日	内 容	
令和6年	7月12日 (金)	第1回	1. 委員自己紹介 2. 副会長選出 ○議事 (1) 第4次行橋市男女共同参画プラン策定の趣旨と現在のプランについて (2) 計画策定スケジュール (3) 調査票案の検討 (4) その他
	7月～8月		○男女共同参画に関する意識調査の実施 令和6年7月16日(火)～8月13日(火) 18歳以上の市民2,000人
	9月26日 (木)	第2回	1. 会長・副会長選出 ○議事 (1) 令和5年度行橋市男女共同参画センター事業実績 (2) 男女共同参画に関する国・県の動向 (3) 市民意識調査結果の概要 (4) 第4次プランの体系(前期及び修正案) (5) 第4次プランの骨子案(前期及び修正案) (6) その他
	12月25日 (水)	第3回	○議事 (1) 市民意識調査結果の総括 (2) 第3次プランの成果と課題 (3) 第4次プランの体系(修正案)の確認(第1章～第3章) (4) 審議会委員意見記入表について (5) その他
令和7年	1月23日 (木)	第4回	○議事 (1) 第4次プランの基本構想 (2) 行橋市の重点課題の検討(委員ワークショップ) (3) その他
	2月19日 (水)	第5回	○議事 (1) 第4次プラン第4章(施策の方向と内容)について (2) 成果指標(案)の検討 (3) その他

年	月日	内 容	
令和7年	2月		○パブリックコメントの実施 令和7年2月21日(月)～3月5日(木)
	3月19日 (水)	第6回	○議事 (1) パブリックコメント結果の報告 (2) 第4次行橋市男女共同参画プランの確定 (3) その他

5. 審議会委員ワークショップによる検討結果

行橋市の男女共同参画推進プラン推進のために、市の現状や今後の課題等について委員の皆さんが意見を出し合い、今後5年間で取り組むべき課題と推進する計画の施策を整理しました。

◇行橋市における男女共同参画推進の課題とその背景・理由◇

●男女共同参画で良くなることが実感できる場づくり

課題	背景・理由
実感しているのか、出来ているのか。 課題を設定しているが、体感できていない。	
一朝一夕に変化するものではないだけに永遠の課題であるが、多様な価値観、多様な視点で物事を考えることが、結果としてより良い方向性や結果につながることや、そのために男女はもとより、年代や国籍、経験等、多様な環境、考え方を異にする多様な人材で取り組むことが如何に有効であるかを地域社会全体に実感として浸透させることは、本質的な課題のように感じる。	言葉としての周知・浸透や数字上の管理職登用など時間の経過とともに、多様性の推進は形式的には着実に進んでいるように思うが、昨今、IQよりEQの側面が注目されているように、年代に関わらず、頭で理解するだけでなく、多様な価値観や視点を持ち寄ることで、より良い結果につながった実体験、あるいはそうした体験を積み重ねる場が不足していることが背景にあるように思う。（これは行政だけでなく、社会全体の問題であるので、昨今多くの企業や行政ではマテリアリティに設定して、サステナブルな取り組みに注力している所だと思う。）

◎関連施策 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本的方向1. 男女共同参画に関する意識の浸透

基本的方向2. 男女共同参画教育の充実

●啓発、意識改革

課題	背景・理由
1996年から約30年間しているのに、なぜ広まらないのか	日本文化のせいだろうか。風習など女性は表に出ず、男性をたてる、など言われてきたこともある
どんな時にこの男女共同参画に適応できるのか、使えるのかわかりづらい	この法律がどんな時やどんな人に適応できるのか、使えるのかわからない。判断しづらいので広まらないのではないかと
男女共同参画の基本理念に基づく、実施したこと、事案など、わかりやすく知りたい。（例などで表現してほしい）	もっとわかりやすくとはい、文字だけでなく、こんな場面などのときなど、例にあげてもらえれば、もっと頭に入るのではないかと
言葉が難しいので、やさしくわかりやすく推進していく	

◎関連施策 基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり

基本的方向1. 政策方針決定過程への女性参画の拡充

(1) 各種審議会などへの女性の参画拡充

基本目標Ⅳ 一人ひとりが認め合い、安心して暮らせるまちづくり

基本的方向4. 多様な人々への安全・安心な生活の支援

●障がい者の参画

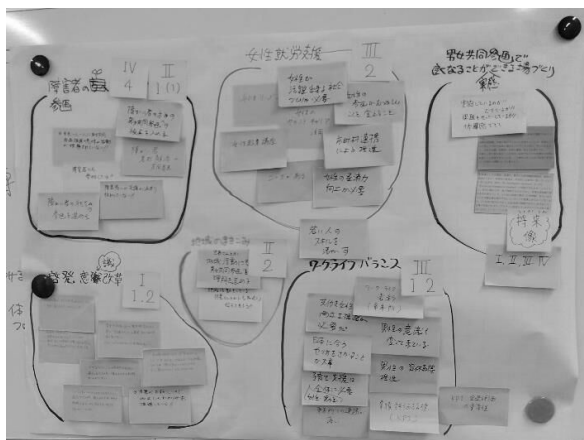
課題	背景・理由
市民一人ひとりに男女共同参画推進の意味や活動が理解されていない	障がい者の支援があまり伝わっていない。
障がい者の方たちの参画を進める	
障がい者の方の男女共同参画の視点を入れる	
障がい者の差別解消+男女共同参画	

◎関連施策 基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり

基本的方向2. 地域社会における男女共同参画の促進

●地域のまきこみ

課題	背景・理由
地域は、そこで活動している区長にも男女共同参画を知ってもらう、伝えてもらう	
区長など地域活動にも男女共同参画の理解をすすめる	



- ◎関連施策 基本目標Ⅲ ともに支え合い活躍できる環境づくり
 基本的方向1. ワーク・ライフ・バランスの推進
 （行橋市女性活躍推進計画）
 基本的方向2. 女性の就労支援（行橋市女性活躍推進計画）

●ワーク・ライフ・バランス

課題	背景・理由
ワーク・ライフ・バランス表彰（事業所）	事業所との連携が薄い
業績評価指標（KPI）	業績評価（KPI）の重要性
共働き女性への両立支援が必要	日本に合うやり方を探すのが大事 男性の意識も変わってきている
子育て支援は、女性、男性、全体に必要	
男性の育児休取得の推進	

- ◎関連施策 基本目標Ⅲ ともに支え合い活躍できる環境づくり
 基本的方向2. 女性の就労支援（行橋市女性活躍推進計画）

●女性の就労支援

課題	背景・理由
女性が活躍できる社会づくりが必要	女性の参画は難しいことを変える。
市町村連携による推進	女性の経済力向上が必要 ニーズがある。
女性のセカンドキャリア活用	
女性リーダー	
女性起業講座	



6. 関連法

(1) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的
施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の

格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認め

るときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であること

を認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享

受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要

に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を

男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出

す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事

務総長にあてた通告により,いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は, アラビア語, 中国語, 英語, フランス語, ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし, 国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として, 下名は, 正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号

改正:令和元年6月26日 法律第46号

最終改正:令和5年5月12日 法律第30号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていない

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策

の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センタ

一が行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそ

れが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第百八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・

送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を

行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる

場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せ

られた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。
(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則
(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則
(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)特定関係者
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第二条 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）

被害者 被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項 配偶者 特定関係者

第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第四百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第四百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号)
改正(令和元年六月法律第二十四号)
最終改正:令和4年6月17日 法律第68号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 基本方針等(第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二—二十九条)
第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその

他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定

法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提

供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生

労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その

他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

（平成二九年三月三十一日法律第一四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

7. 用語解説

【あ 行】

■アンコンシャス・バイアス (unconscious bias)

人が、自分でも意識せずに持っている、特定の人や集団に対する偏見や偏った考え方のこと。無意識であるために自覚して制御することが難しく、誤った評価や差別的な言動につながる場合がある。

■SDGs (エス・ディー・ジーズ)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年(平成27年)の国連サミットで採択された。国連加盟193か国が2030年(令和12年)までに達成する目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている包括的な17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取り組みを行うもの。目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。。

■M字型就労

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのM字型を描き、日本の女性は子育てをしながら働き続けることが難しい状況をいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

■LGBTQ

L(レズビアン=女性同性愛者)、G(ゲイ=男性同性愛者)、B(バイセクシュアル=両性愛者)、T(トランスジェンダー=出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人)、Q(クエスチョニング=性的指向や性自認が定まっていない、明確にしたいくない人)の頭文字を並べた言葉。自分自身を男女どちらとも認識しないX(エックス)ジェンダーや、他者に性的感情が向かないアセクシュアルなどを含め、性的少数者の総称の一つとして使われることもある。

■エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状況によって、本来もっている能力や個性が発揮できない状況にある人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。

【か 行】

■家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確になり、それぞれの意欲と能

力が十分に発揮できる環境づくりが必要であり、この実現のために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

■ 苦情処理

行政上の事項について不満を持つ関係者からの苦情の申出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理すること。男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとしており、各府省の行政相談窓口など及び総務省の行政相談制度で対応しているが、地方公共団体では、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつある。

■ 固定的性別役割分担

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。例として、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めていること。

■ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)

1986年(昭和61年)4月に施行された。募集・採用、配置(業務の配分及び権限の付与を含む)・昇進・降格・教育訓練、福利厚生、職種の変更・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年解雇・労働契約の更新について、性別による差別的取り扱いを禁止している。

【さ 行】

■ ジェンダー(社会的性別)

社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」や、性別に関する固定観念など、社会的・歴史的につくられた性のありようを意味する。生物学的性別とされる「セックス(sex)」と対比的に用いられることが多い。

■ ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)

世界経済フォーラム(World Economic Forum)が、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数により評価しているもの。この指数は、経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。2024年(令和6年)、日本は146か国中118位と低い位置にとどまっている。

■ セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

性的いやがらせ。特に、職場などで行われる性差別的な言動を指し、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすることという。

【た 行】

■男女共同参画宣言都市

男女共同参画宣言都市とは、地域を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開している自治体（政令指定都市を除く市町村）のことを指している。内閣府では、これらの都市が男女共同参画宣言都市となることを奨励することによって、男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的とした「男女共同参画宣言都市奨励事業」や宣言都市の首長が一堂に会し、意見交換などを行う「全国男女共同参画宣言都市サミット」を開催している。

■デートDV

交際中のカップル間に起こる暴力。暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく、精神的な暴力、行動の制限などの社会的暴力も含まれる。

■ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係で起きる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的暴力などを含む。

【ま 行】

■マイノリティ

社会的少数者または社会的少数集団のこと。数的な少数派だけではなく、その社会の権力関係において、その属性が弱い立場に置かれている場合も含む。

【や 行】

■UN Women

(United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)

2010年（平成22年）に、ジェンダー関係の国連4機関（国連婦人開発基金（UNIFEM）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））を統合する新たな複合型機関として「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（国連女性機関（UN Women））の設立が国連総会で決議された。女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的として、ジェンダー分野における加盟国支援やジェンダーに関する取組の主導、調整、促進を行っている。

【ら 行】

■ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりの段階をいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期などがある。

■リプロダクティブ・ヘルス&ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」のこと。1994年（平成6年）の国際人口・開発会議において採択されたカイロ行動計画に取り入れられ、現在は個人、特に女性の人権の一つとして認識されるに至っている。その中心課題には、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人、どれくらいの間隔で産むかを決定する自由、安全な妊娠・出産ができること、子どもが望まれて健康に生まれ育つこと等が含まれている。

【わ 行】

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態をいう。仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

第4次 行橋市男女共同参画プラン

令和7年3月

編集・発行 行橋市総務部総合政策課
〒824-8601
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL 0930-25-1111(代表)

